

パブリック・コメントの概要及びそれに対する考え方

全般の評価に関するもの	コメントの概要
	改訂案において、中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある旨が明記されるなど、今般の改訂が借り手の立場をも踏まえて行われようとしていることは評価できる。(日本商工会議所)
	改訂案は、中小企業融資をめぐる検査基準がより金融機関の実務に沿った内容となっており、明確に示されたものであると評価している。(全国商工会連合会)
	債務者区分の判断にあたって、バランスシートのみではなく、本業のキャッシュフローやその見通しをより重視すべきと明示されたことは望ましい方向である。(東京商工会議所)
	債務者区分の判断において、DDSを自己資本とみなすこととしたことは、資本金性格の資金を借入金で調達していることが多い中小企業にとっては一歩前進と考える。(東京商工会議所)
	今回の改訂案は、中小・零細企業の経営・財務面の特性や借入形態により即した内容とされており、高く評価したい。(全国信用組合中央協会)
	改訂案は、日本の中小企業経営の実態、そして信用金庫と中小企業の関係性を検査において反映するといった基本的視点が織り込まれたものとなっており、高く評価したい。(全国信用金庫協会)
	「取引実績やキャッシュフローを重視」することを明確にしたことについて評価できる。(全国信用金庫協会)
	「中小・零細企業の債務者区分の判断に当たっては、何よりも金融機関自らが、日頃の債務者との間の密度の高いコミュニケーションを通じて、その経営実態の適切な把握に努めることが重要である」とし、「金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案する」としたことについて評価できる。(全国信用金庫協会)
	今般の改訂案では、債務者の与信額等により検査対象としない範囲を定めた所謂足切り基準が引き上げられたほか、条件緩和債権についても事例等が拡充されているなど、これまでの東京商工会議所の要望趣旨に沿うものとなっている。(東京商工会議所)
	債務者区分の判断にあたって、法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画や企業の技術力、販売力、経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価の活用が明示されたことは望ましい方向である。(東京商工会議所)
	今回の改訂案に関しましては、中小企業再生支援協議会が関与した再生計画や貸出条件緩和債権の取扱いの明確化、中小企業者の技術力、販売力等の定性的基準に関する運用の計画化、いわゆる擬似エクイティについての評価の弾力化などの点で、具体化、明確化が図られていることは重要な改正点であると受け止めております。また、金融機関が中小企業者との緊密な関係を築き、これに基づく各金融機関の判断を重視する方針が示されたことは大変重要な視点であると考えます。(経済産業省)
	今回の改訂案については、定性面(経営者の資質)や経営改善計画の内容まで詳しく検討されることは評価できると思います。(個人・サービス業)

全般に関するもの	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>今般の改訂の趣旨・内容が実際の金融検査において的確に反映されることが重要であり、金融検査官の目線の統一や金融機関との擦り合せ、認識の共有化などを通して、その趣旨・内容を早急に浸透させられることを強く要望する。(全国銀行協会)</p>	<p>ご意見については、検査官への研修の充実を図るなど、その徹底を図って参りたい。</p>
<p>金融検査マニュアルにおいては、「中小・零細企業等の債務者区分について、当該企業の経営実態を踏まえて、総合的に判断する」とされているところであるが、今回の改訂部分についても、金融機関の対応をマニュアル記載の字義通りでないとして直ちに不適切とすることのないよう留意していただきたい。(全国地方銀行協会)</p>	<p>同上</p>
<p>現行のマニュアルにおいても、「機械的・画一的な運用に陥らないよう留意する必要がある」とされているが、検査において、依然として機械的・画一的な取扱いが見受けられることから、マニュアルの趣旨に則り、中小・零細企業の経営実態を踏まえた柔軟な判断が行われるよう、一層の徹底をお願いしたい。(第二地方銀行協会)</p>	<p>同上</p>
<p>改訂案は高く評価できる。しかし、金融検査の場でこれが活かされてはじめて改訂案が意義を有することから、これまでと同様、引き続き検査官の教育、指導をお願いしたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>同上</p>
<p>改訂案は中小・零細企業の実態(実態)を踏まえ、また、追加事例も示され高く評価できるものであるが、金融検査の現場で、これが適切に運用されるよう引き続き検査官に対して周知徹底をお願いしたい。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>同上</p>
<p>実際の金融検査の現場において、この「改訂案」が中小・零細企業の実態を踏まえ適切に実行されることが重要である。検査官に認識の統一が図られるよう周知徹底を要望する。(日本公認会計士協会)</p>	<p>同上</p>
<p>金融検査の実効性を確保するためには、金融検査マニュアルの精度向上とともに、検査官に対する研修・指導態勢の一層の整備が図られるべきである。(東京商工会議所)</p>	<p>同上</p>
<p>改訂された際には、検査官によって取扱いが異なることのないよう指導・徹底をお願いしたい。(全国商工会連合会)</p>	<p>同上</p>

<p>今回の改訂は、昨年5月、7月の事務ガイドラインの改正内容と整合性を確保するものであり、かつ、リレーションシップバンキング等検査・監査上の取扱いにも大きな影響を与える重要なものである。したがって、従来にも増して、徹底した研修の実施等により検査官への当該内容の浸透を図って頂きたい。また、本庁と財務局での取扱いが異なることがないように徹底して頂きたい。(個人・公認会計士)</p>	<p>ご意見については、検査官への研修の充実を図るなど、その徹底を図って参りたい。</p>
<p>今回の「改訂案」には、中小・零細企業の債務者区分を引き上げることが可能な諸条件が追加されている。すなわち、「改訂案」の事例において、「具体的に検討が必要」、あるいは「きめ細かく検証」などの追記があるものの、金融機関はこれらの事例に該当する場合、債務者区分を引き上げる、あるいは引き下げを見合わせることも予想される。このことは、実際の運用を誤れば潜在的不良債権の増加に繋がる可能性もあり、「改訂案」の趣旨の徹底を要望する。(日本公認会計士協会)</p>	<p>検査官に対する研修等により別冊の周知徹底を図ることはもとより、金融機関等の関係者に対しても本部のみならず現場レベルまで浸透を図るよう促し、中小企業の債務者及びその関係者に対しても別冊の内容の浸透に努めて参りたい。</p>
<p>金融庁においても、中小企業向け金融の円滑化に支障をきたすことのないよう、金融検査マニュアルの趣旨および内容について、金融検査官に対する指導を徹底するとともに、中小・零細企業等に対して広く周知を図っていただきたい。(日本商工会議所)</p>	<p>同上</p>
<p>「金融機関による「債務者への働きかけ」の度合いを重視し、債務者区分の判断等においてもこの点を十分勘案すること」、「これらの取組みを実施し、その実績データが存在している債務者を、それ以外の債務者と区別してグルーピングすることにより、引当率に格差を設けることができる」に関連して、検査当局は、金融機関が債務者の経営実態の把握・債権管理、事業再生に取り組んでいる実績を個々の債務者について検討した上で、金融機関の判断を尊重するという趣旨と理解してよいか。それとも、多数の債務者について金融機関の取組みの効果が上がっている状況があってはじめて金融機関の判断を尊重するという意味なのか。(日本公認会計士協会)</p>	<p>取組み実績とその効果の両方を総合的に勘案して判断する必要があると考えている。</p>
<p>今後、法改正による借主範囲の拡大が期待されるコミットメントライン(特定融資枠)契約のほか、すでに取組みが見られるシンジケートローンなど、財務制限条項の設定によるコベナンツ付き融資が広がりがつつある。こうした融資システムについては、金融機関による積極的な取組みが求められている企業・事業再生支援の場合と同様、当該債務者の実績データが豊富に存在し、信用リスクは低減されているものと思われることから、それ以外の債務者と区別してグルーピングすることにより、引当率に格差を設けることを可能とすべきである。(東京商工会議所)</p>	<p>債務者のグルーピングについては、すでに検査マニュアルにおいて記載しているところであり、グルーピングにかかる要件を満たすものについては、その取扱いを否定するものではない。 その場合、コベナンツ付融資とそれ以外の融資とでは、信用リスクに有意な差異があること等を示す必要がある。</p>

<p>現行の別冊では、その対象となる「中小・零細企業等」の定義がなされていない。こうした中、中小企業基本法の中小企業者の定義に該当しているにもかかわらず、中小企業者の特性への配慮がなされず、大企業並みに厳しく検査されたとの金融機関の声がある。このため、検査の現場において別冊の内容を浸透させるため、「中小・零細企業等」とは概ね中小企業基本法の定義による旨を明文化すべきである。（経済産業省）</p>	<p>仮に、一定の定義を設けた場合、それにより却って画一的な取扱いになりかねないことから、定義を設けていないところ。なお、貴見のような事態が発生しないよう、今後とも、研修などの充実に努めて参りたい。</p>
<p>中小・零細企業とはどのような企業を指すのかを明確にする必要がある。（個人・銀行員）</p>	<p>仮に、一定の定義を設けた場合、それにより却って画一的な取扱いになりかねないことから、定義を設けていないところ。</p>
<p>金融機関による説明責任の履行については、事務ガイドラインの遵守に留まらず、債務者および保証人に対するより精度の高い説明態勢の整備を求めた上で、金融検査において検証すべきである。（東京商工会議所）</p>	<p>検査基本方針においても、説明責任の履行状況等の検証を検査重点事項として、その検証を行っているところである。</p>
<p>実際の現場では、今まで融資可能であった企業が突如金融機関からの十分な説明も無く断られたケースが多かった。金融機関がなぜ今回の融資が実行できないのか等の説明を経営者にすべきだと思われる。経営者も改善箇所等が明確になり次回の融資申込みの参考になる。また、自社の債務者区分を伝えるなど、今の自社の現状を把握させることや、どうすれば区分が向上するのか等密なコミュニケーションが必要である。（個人・岡山県商工会連合会）</p>	<p>同上</p>
<p>債務者区分の判断にあたって、バランスシートのみでなく、本業のキャッシュフローやその見通しをより重視すべきと明示されたことは望ましい方向であるが、財務書類の整備が不十分であるとの指摘も多い中小企業にあっては、その算出が簡易になされることが前提条件である。したがって、まずは、キャッシュフローを明確に定義づける（営業キャッシュフロー）ほか、中小企業にとって利用が平易な計算書の様式についても明示するとともに、その普及定着に努めるべきである。（東京商工会議所）</p>	<p>中小・零細企業のキャッシュフローは、必ずしも「信用リスク検査用マニュアル別表に記載している会計上のキャッシュフロー」と同一のものではなく、中小・零細企業の特長（代表者との一体性等）を踏まえて判断する必要がある。 なお、キャッシュフローの計算方法は、個々のケースにより異なり、一律に示すことは困難と考える。</p>
<p>中小企業融資編は、中小企業を査定する上でかつ証拠が乏しくなりがちであることを配慮し、状況証拠を大幅に容認するものと理解している。従って、状況証拠を採用できない事情（経営者の誠実性、事業のリスク）がある場合には、債務者区分の上方遷移は問題がある。（個人・公認会計士）</p>	<p>当局の資産査定の際に当たっては、ご指摘の点を含め、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、中小企業の実態に即した判断をしている。</p>
<p>中小企業再生支援協議会の支援事例として、リスクジュールを行っていても貸出条件緩和と債権に該当しない事例として、債務圧縮などの表面的にもみえる財務面での改善措置を伴わない、事業面での相当程度の見直しにより、キャッシュフローが大きく増加し、抜本的な再生に向けた取り組みがなされている事例への変更、もしくは、そういった事例の追加をすべきである。（経済産業省）</p>	<p>表面的事象についてのみで、判断するものではないことについては、別冊において十分記載しているところ。なお、抜本的な再生に向けた取り組みがなされている事例としては、事例(1)に記載しているところである。</p>

<p>正常先までに3年を超える場合でも、個別の判断により、貸出金が貸出条件緩和債権に該当しないことがありうるということがわかる事例を追加すべきである。（経済産業省）</p>	<p>これまでの査定事例等において、3年を超える適当な事例が無いこと等から、事例を記載していない。</p>
<p>検証ポイントにおいて、キャッシュフローを重視するとの記載があるが、ここで言うキャッシュフローの見方について金融機関等の現場の参考となるよう、検証ポイントや事例において具体例を示すなどその考え方について詳しく説明を加えることを検討すべきである。（経済産業省）</p>	<p>改訂事例及び現行事例の多くの事例においてキャッシュフローを勘案した具体例を示しているところである。</p>
<p>金融検査が中小企業者の実態に即したものとなるためには、検査官が中小企業金融の特性や実態等を十分に理解していることが必要である。このため、検査官の指導に当たっては、中小企業者の経営実態に日頃から接している中小企業診断士等と連携した研修を行うなど、十分な措置を講じるべきである。（経済産業省）</p>	<p>金融庁ではすでに中小企業診断士の方を講師として迎え、検査官研修を実施しているところであるが、今後とも研修の充実に努めて参りたい。</p>
<p>今回の改訂により、中小・零細企業の信用力や成長性を評価する場合の経営者の資質等に関する検証ポイントが追加されたが、実際に債務者区分の判断においてどの程度のウエイトで経営者の資質を加味すべきかが不明確である。当然、ケースによっても各検証ポイントの加味の仕方は変わるわけであるが、参考までに経営者の資質を加味した事例を追加していただきたい。（第二地方銀行協会）</p>	<p>経営者の資質をどのように加味するかについては、個別のケースにより様々であるが、現行事例7や事例Gにおいて具体例を示しているところ。</p>
<p>総じて資産に乏しい中小企業においては、事業継続上は必要不可欠でありながらも短期的にはキャッシュフローに貢献しない営業保証金などの事業基盤資産に要する資金についても、借入金で調達しているのが通常である。こうした借入金が多額にわたる場合、債務者はキャッシュフロー自体は確保できても、金融機関による資産査定においては過剰負債状況とみなされ、債務者区分を要注意先あるいは要管理先に判断されかねない懸念があることから、中小企業の経営における事業基盤資産については、期限一時弁済契約等の場合を含め、中小企業の財務面の特性を考慮して、債務者区分が判断されるべきである。（東京商工会議所）</p>	<p>中小企業の財務面の特性については、本別冊において、様々な取扱いを記載しているところ。 ご意見にあるような資金については、それぞれのケースに応じて判断すべきと考えている。</p>
<p>平成17年4月1日以後開始する事務年度から「固定資産の減損会計に係る会計基準」が仮に適用されることとなった場合であっても、減損会計の義務付けの対象となっていない企業等については、債務者区分の分類にあたっては、「固定資産の減損会計に係る会計基準」を用いた財務諸表によっては行わないことをマニュアル上明確化すること。（日本商工会議所）</p>	<p>債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等によりその返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性を収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。従って、一律の基準で判断することは、却って債務者の実態と相違する恐れがある。</p>

はじめに	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>今回の改訂において、事例集が大幅に拡充され、中小企業融資に係る債務者の実態把握に資するものと考えられる。ただし、金融機関の誤解等によりその運用方法が不適切であると、当別冊発出の趣旨を没却しかねない事例も散見される。したがって、今回の改訂が、当別冊発出時(平成14年6月)の基本的な考え方を変更してはならずあくまでも事例に過ぎないこと、また、適切な信用リスク管理の実施の観点からなされたこと等を冒頭で明示すべきではないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>本別冊の運用に当たっては、冒頭(はじめに)において、債務者の実態把握が何よりも重要であることを示しているとおおり、ご意見の趣旨は、その中に含まれていると考えている。</p>
<p>今回の改訂は、「リレーションシップバンキングの機能強化にかかるアクションプログラム」における対応であるが、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の対象となる金融機関は、地域金融機関だけでなく中小・零細企業に対する融資という観点から、p. 3に「金融業態によりその判断基準に差を設けるというものではない」とあるとおおり、全業態に適用されるという理解でよいか。(全国銀行協会)</p>	<p>お示しの考え方で差し支えない。</p>

検証ポイント	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>検証ポイントでは、「中小・零細企業等の特性にも留意する必要がある」としているが、事例に掲げられているような企業以外の問題を抱えている先、例えば、経営再建途上先において、赤字解消が相当期間必要な先についても、画一的、機械的に判断することなく、債務者区分を判断していただきたい。（東京都民銀行）</p>	<p>ご意見等の趣旨を含め、機械的・画一的に判断することがないように別冊を作成しているところであり、検査官に対し、その周知徹底を図って参りたい。</p>
<p>中小・零細企業等の特性に加え、「産業特性」として、下線部分を追加していただきたい。 「…債務者区分を判断することは適当ではない。また、業種として、自然環境を生産の場とする第一次産業等生産サイクルが不定期な業種等にあっても、金融機関が債務者の生産量及び償還能力を把握しており、更に、償還に関し懸念が無い場合は、貸出条件の変更が行われているといった現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。」 したがって、取引実績やキャッシュフローを重視して検証…」（全国漁業協同組合連合会）</p>	<p>個々の査定においては、業種特性等も踏まえて総合的に債務者区分の判断を行うものである旨記載しているところである。</p>
<p>柱書きに「以上のような中小・零細企業の経営・財務面の特性や中小・零細企業に特有の融資形態を踏まえ、赤字や債務超過が生じていることや、貸出条件の変更が行われているといった表面的な現象のみをもって、債務者区分を判断することは適当ではない。」とある。しかし、これまでの検査では、会計上のキャッシュフローをもとに計算された債務償還年数をもとに債務者区分をしている傾向があるので（例えば、長期返済になると実質破綻先となるケースがある）、上記アンダーラインの表面的な現象の例として、債務償還年数の件も記載していただきたい。（全国信用金庫協会）</p>	<p>債務償還年数を考える際のキャッシュフローについては、中小・零細企業の実態や業種特性等を踏まえて判断することを求めており、ご指摘の点については既に反映されていると考えている。</p>
<p>柱書きに「キャッシュフロー」とあるが、このキャッシュフローとは、信用リスク検査用マニュアル別表に記載している会計上のキャッシュフローを意味するのか。もし、そのような意味でないのであれば、中小企業融資編においてその定義を記載すべきである。（全国信用金庫協会）</p>	<p>中小・零細企業のキャッシュフローは、必ずしも「信用リスク検査用マニュアル別表に記載している会計上のキャッシュフロー」と同一のものではなく、中小・零細企業の特性（代表者との一体性等）を踏まえたものである。</p>
<p>キャッシュフロー重視の検証については、もともと中小・零細企業の特性として、十分なキャッシュフローを確保できない構造的な課題を抱えており、特に経営改善に相当の期間を要することや、経済情勢により大きく左右されることを十分に勘案した判断をしていただきたい。（東京都民銀行）</p>	<p>ご意見等の趣旨も踏まえて別冊を作成しているところであり、検査官に対し、その周知徹底を図って参りたい。</p>

代表者との一体性	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>資産内容という表現であると債務者の積極財産のみ考慮し、負債面が考慮されない場合も想定されることから、P4の「1. 代表者等との一体性」のなお書きの後に以下の文章を追加してはどうか。「また、代表者と密接な関係がある者の資産内容を考慮してより実態に即した債務者の財務内容を判断するために、資産のみならず負債面も考慮することが必要である。」（日本公認会計士協会）</p>	<p>代表者との一体性「(2)ハ」において、借入金のある場合についての取扱いを記載しているところである。</p>
<p>中小・零細企業においては、代表者等との一体性が極めて強いことから、代表者等からの借入金等について、例えば、企業の業績が悪化した際には代表者等が返済要求をしないことを明らかにしている場合には、企業が代表者等に借入金等の返済を行っていたとしても、当該借入金等を自己資本相当額に加味することを認めるなど、より柔軟な対応を図るべきである。（日本商工会議所）</p>	<p>代表者との一体性が実際の査定において問題となるのは、債務者企業の状況が悪化している場合が多いと考えられ、そのような場合において、返済を受ける意思がないことを明らかにしているのであれば、資本としてみなすことは可能と考える。</p>
<p>代表者等からは会社の資金繰りに応じて借入・返済を繰り返すことが多く、仮に返済を要求したとしても、中小・零細企業の場合、代表者等と会社は実質一体であり、再借入可能なケースが一般的であり、代表者等からの借入金等については、代表者等が返済を要求することが明らかとなっている場合であっても、再借入不能のケースを除き、自己資本相当額に加味することができるものとすべきである。（全国地方銀行協会）</p>	<p>ご意見のようなケースについては、個々の実態に即して判断する必要があるが、一般的には再借入が可能か否かは不確実であることから、資本としてみなすのは適当でないと考えます。</p>
<p>代表者等からの借入金の資本算入については、意思の確認は不要とされている。しかし、当該規定を悪用し、代表者を経由する迂回融資等が可能となる危険があるため、金融機関が、このような不適切な融資を許容しないリスク管理態勢の有無を重点的に検証することを明示してはどうか。（個人・公認会計士）</p>	<p>当該検証ポイントは、代表者等と債務者の一体性を前提としたものである。 一体性については、本別冊において総合的に判断する旨記載しており、また金融機関のリスク管理態勢については、ご意見の趣旨を含め、検査において検証しているところである。</p>

企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性	
コメントの概要	コメントに対する考え方
記載されている内容から、「企業の技術力、販売力、成長性および経営者の資質」に修正すべきである。 (全国地方銀行協会)	貴見を踏まえ、以下のとおり修正する。 (修正前) 「企業の技術力、販売力、経営者の資質や成長性」 (修正後) 「企業の技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性」
企業の技術力評価の例として知的財産権を挙げているが、知的財産権に基づく事業はリスクが高いため、エクイティによるリスク負担が必要であり、ローンに依存すること自体問題がある。(個人・公認会計士)	個々の事業に対して、どのような資金調達・資金供給を行うかは、債務者又は金融機関の判断である。
企業の将来性をみるため、知的財産所有権の登録または将来の登録保有可能性について、資質判断に一項目として追加するのはどうか。(個人・会社役員)	知的財産権については、今回の改訂において明記したところである。また、知的財産所有権や特許権が無い場合の取扱いについても、事例(A)で記載している。
中小企業の経営者の資質として誠実性は強く求められるところであるため、次のように修正してはどうか。「過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の育成等企業経営に誠実に取り組む姿勢を確認する必要がある。」(日本公認会計士協会)	経営者の資質としての誠実性は強く求められるが、検証ポイントではそれを具体的に検証するための着眼点を記載しているところである。
技術力等の判断については、定量的な基準の策定が困難であるために定性的な基準にならざるをえず、その条件を細かく規定することはできない。このため、常日頃企業と接している金融機関の目利き機能を活用すべきであり、改訂案において、技術力等の評価にあたって金融機関の評価を尊重することとしたことは妥当である。ただし、その際の要件である「金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等」が良好である場合とはいかなる状況をさすのか、明確にすべきである。(日本商工会議所)	金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等の判断は、個々のケースに応じて判断するべきと考えており、一律的な基準を示すことは、機械的・画一的な判断に繋がりがかねないことから適切ではないと考える。
企業の技術力、販売力等の評価に際しての金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等の検証において、「良好」と認める判断基準がばらつくことがないよう、「良好」と判断する基準・判断材料を明示していただきたい。(全国地方銀行協会)	同上
債務者との意思疎通で企業訪問・経営指導等の実施状況とあるが、特に経営指導については金融機関のどの部署にある者がどのような経営指導をいうのか不明である。(個人・経営指導員)	債務者がどのように意思疎通を行うかは、個々のケースにより異なり、金融機関が判断すべきものであると考える。
現状では、企業・事業再生実績は必ずしも多くないのが実情であることから、「企業・事業再生実績等」は「企業・事業再生への取組み状況等」に修正していただきたい。(第二地方銀行協会)	企業・事業再生実績も重要な判断要素であり、取組み状況のみをもって判断することは適当ではないと考える。

<p>経営者の資質を重視することは望ましい方向と言えるものの、例示の中にはいささか具体性に欠けるものも見受けられることから、より具体的な記述とすべきである。また、例示に加え、財務諸表など計算書類の質向上や経営情報の開示、社外人材の登用など取締役会や監査役制度の実効性確保によるガバナンス強化等に関する積極的な取り組みについても重視すべきである。（東京商工会議所）</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 (2) 経営者の資質 (修正前) 「過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の存在等」 (修正後) 「過去の約定返済履歴等の取引実績、経営者の経営改善に対する取組み姿勢、財務諸表など計算書類の質の向上への取組み状況、ISO等の資格取得状況、人材育成への取組み姿勢、後継者の存在等」</p>
<p>地域金融機関においては、日頃から様々な形で債務者とのコミュニケーションを図っていることから、「良好」度合いを検証する場合に、単に訪問頻度等形式的な基準により判断するようなことはしないでいただきたい。（第二地方銀行協会）</p>	<p>ご意見のように外形的、形式的な基準のみにより判断することは適当でないと考えている。</p>
<p>「当該金融機関の評価を尊重する」とは、当該金融機関の自己査定判断を受け入れるという趣旨と理解してよいか。（第二地方銀行協会）</p>	<p>金融機関による技術力・販売力等の評価を尊重するものである。</p>
<p>当該金融機関が債務者に高い評価を付けていれば検査官としてはその評価に従うことになるのか。例えば、金融機関が企業訪問や経営指導等を行っており、企業技術力、経営の資質や成長性を高く評価し正常先としていれば、検査官としては各種データ等において注意を要する債務者と疑う場合であっても正常先となるのか。（個人・農林水産省職員）</p>	<p>データや実績に基づかない金融機関の恣意的な判断を尊重するものではない。</p>
<p>法律等に基づき承認された計画については、地方公共団体や関連公共団体により承認された計画等を加えるほか、技術力等の評価に関しては、公設試験研究機関や大学などの第三者機関による評価についても例示すべきである。（東京商工会議所）</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 (2) 経営者の資質 (修正前) 「(ア)法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画」 (修正後) 「(ア)法律等に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画等」</p>
<p>経営者の資質評価に関する基準が新たに示され、本文では、「また、企業の技術力、販売力、経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価などを勘案する」と明記されているが、全国各地で零細・中小企業の多くを会員に持ち、これらの企業の経営指導を行っている各地の商工会や商工会議所の持つ情報等も参考とすべきである。したがって、その旨、次のとおり明記していただきたい。「中小企業診断士等」「商工会や商工会議所、中小企業診断士等」 (全国商工会連合会)</p>	<p>意見は、「中小企業診断士等」の「等」に包含しているものである。</p>

<p>企業の評価に関して、特に定性分析等は地元商工会・商工会議所の情報を活用してほしい。金融機関は定量的な分析(財務分析等)は深く行っており、逆にその部分が強調され機械的な判断に陥る可能性もある。商工会等ではその地域で40数年以上根付いており、経営者の資質等数字に表れにくい情報が豊富である。その情報や商工会が行っている経営改善指導等の指導実績を考慮することによって、画一的な評価から脱却できると思われる。(個人・岡山県商工会連合会)</p>	<p>貴見は、「中小企業診断士等」の「等」に包含しているものである。</p>
<p>金融機関が行う情報収集が偏らず金融機関で適正に企業の評価を行うために、技術力、販売力、経営者の資質や成長性を評価するに当たっては、商工会の意見も参考とするようマニュアル別冊への明記をお願いしたい。(個人・静岡県商工会連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>商工会は、地域に密着した事業者の育成・指導団体であり、金融機関の担当者より企業情報に精通している場合が多い。また、取引先との関係や得意技術等についても把握しているため、外部の診断士等より状況判断は的確に行えると判断することから、金融機関の情報収集や継続指導、中小企業診断士等の評価が謳われているが商工会等の意見や指導状況、評価を参考とすべき。(個人・栃木県商工会連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>債務者や取引金融機関とは別の第三者である中小企業診断士や第三者機関に属する中小企業診断士に限定せず、金融機関内で中小企業診断士資格を有する行員や金融機関の関連会社に所属する中小企業診断士も対象に含めていただきたい。(全国地方銀行協会)</p>	<p>中小企業診断士の範囲は、内部・外部を問わない。</p>
<p>経営者の資質において、「(イ)企業の技術力、販売力、経営者の資質等に関する中小企業診断士等の評価」とあるが、信用組合の役職員にも中小企業診断士の資格を有する者がおり、当然のこととしてその者の評価でもよいと理解するが、どうか。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>同上</p>

経営改善計画	
コメントの概要	コメントに対する考え方
債務者が経営改善計画等を策定していない場合、検査当局は、金融機関側に事業見直し・資金繰り見直しを作成することを求めているのか。（日本公認会計士協会）	全ての債務者の経営改善計画等の作成を金融機関側に求めるものではない。債務者が経営改善計画等を作成できず金融機関が事業見直し等を作成し、債務者区分の上位遷移を図る場合に、債務者が経営改善計画等を作成できないことをもって、直ちに判断するのではなく、金融機関が作成した資料をも検討することを示したものである。
債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料によって債務者区分の判断を行う場合には、金融機関だけでなく、計画等の遂行に関する債務者の意思や能力があることを確認できることが前提と考えるがどうか。（日本公認会計士協会）	基本的にお示しの考え方で差し支えない。
「債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて」とあるが、この資料とは、当該債務者に関する自己査定等をベースとして信用組合が作成・分析した資料と理解してよいか。（全国信用組合中央協会）	基本的には、お示しのような考え方で差し支えないと考えるが、金融機関が当該資料を作成するのは、債務者管理のためであり、自己査定のためにのみ作成するものではないと考える。
仮に金融機関側で作成した場合、その実行可能性、合理性は誰が検証するのか。二次査定で行うのか。（日本公認会計士協会）	金融機関が当該資料を作成するのは、債務者管理のためであり、その実行可能性、合理性は金融機関自身が判断することとなる。 なお、金融機関がその検証をどのような態勢で行うかは、各金融機関の判断であると考えます。
岡山県のように経営者や商工会指導員と中小企業診断士が一体となって小規模企業者の経営改善計画策定を行っているような場合は、その計画書も参考データとして取り扱って欲しい。（個人・岡山県商工会連合会）	本検証ポイントの記述は、債務者が経営改善計画等を策定できない場合の取扱いを記載しているものである。 債務者が商工会指導員及び中小企業診断士と一体となって経営改善計画を策定し、当該計画を金融機関が自己査定において活用しているのであれば、本記載の経営改善計画等に当該計画は含まれる。
商工会は日常の経営支援を通し企業の実態をよく把握しており、経営者との人間関係も比較的良好であるため経営改善計画を策定し易い。また、商工会においては経営改善計画の推進状況を常にチェックでき、金融機関と協力し支援する体制ができることから、「商工会が指導した経営改善計画が策定されている場合には、赤字が続く企業であっても必要とされる条件変更については金融機関において要管理先などへの債務者区分の変更を行わないよう、マニュアル別冊への明記をお願いしたい。（個人・静岡県商工会連合会）	今回の検査マニュアル別冊の改訂においても、経営改善計画の進捗状況については、「経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見直し等を検討することが必要である。」旨を記載しているところである。 このように、経営改善計画を実施している債務者の判断は、その実態に即して行うことが適当であり、一定の事象に基づき一律に判断することは、却って債務者の実態と相違することになる恐れがあると考えます。

<p>経営改善計画に関して、進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断すべきでないとされている点は妥当である。しかしながら、わが国経済はまだまだデフレからの脱却への確固たる道筋が明らかになっておらず、地域経済は疲弊し、中小企業等は厳しい経営環境にさらされている。このため、8割とされている経営改善計画の進捗状況の判断について、景気情勢を十分考慮のうえ、より弾力的な運用を図るべきである。（日本商工会議所）</p>	<p>経営改善計画の進捗状況が8割を満たさない場合の取扱いについて、検証ポイントでは、債務者区分の検証においては、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的、画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要であると記載しているところ。</p>
<p>経営改善計画を下回った要因についての分析のくぐり方が不明確なので、次のように修正してはどうか。「計画を下回った要因について分析するとともに、今後、この要因が払拭され、計画に対して下振れる可能性が低くなるのか、又はこの要因が一時的なものではなく計画自体を修正する必要があるのか実質的に判断し、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である。」（日本公認会計士協会）</p>	<p>今後の見通しの分析を詳細に行うことは重要であると考えられるが、その内容は様々であると考えている。</p>
<p>なお書きでは、「経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しを…」とあるが、ここでのキャッシュフローとは会計上のキャッシュフローを意味するのか。（全国信用金庫協会）</p>	<p>中小・零細企業のキャッシュフローは、必ずしも「信用リスク検査用マニュアル別表に記載している会計上のキャッシュフロー」と同一のものではなく、中小・零細企業の特徴（代表者との一体性等）を踏まえたものである。</p>
<p>中小・零細企業においては、将来にわたる精微なキャッシュフローの見通しを立てることが困難な場合が多いことから、キャッシュフローの見通しを検証するうえであまり画一的な判断をせず、中小・零細企業の特徴を踏まえた柔軟な判断をするようにしていただきたい。（第二地方銀行協会）</p>	<p>ご意見については、検査官への研修の充実を図るなど、その徹底を図って参りたい。</p>

貸出条件及びその履行状況	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>下記ケースが多い中小企業金融の実態とそれによる信用リスクが低いことに鑑み、例えば、最終行に次のような追記が必要であると考え。「また、中小企業の場合、設備資金融資について、好況期の収益見込みにより短期間の返済条件とし、環境変化により収益が減少したことにより条件変更が行われるケースが多い。この場合であっても、条件変更したことだけをもって判断するのではなく、実態に即した柔軟な判断を行う必要がある。」（全国信用金庫協会）</p>	<p>ご意見の趣旨は、現行案の後段において記載しているところ。</p>

貸出条件緩和債権	
コメントの概要	コメントに対する考え方
(1) 貸出条件緩和債権の検証	
<p>今般、事務ガイドラインが公表され、貸出条件緩和債権の判定に当っては、「基準金利」を着眼点として判定することとなりましたが、基準金利以上であっても、法律でいう「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的」とする観点を全く勘案しなくて良いのか、また、基準金利などの外形基準を公表しながら、金融検査マニュアル別冊では「債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、～中略～総合的に勘案して判断する。」としているが基準金利は、貸出条件緩和債権の判定要素の一つであるということか。（東京都民銀行）</p>	<p>貸出条件緩和債権の判定要素としては、債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無と、債務者に有利となる取決めか否かがあり、御指摘の記載は前者に関するものであり、「基準金利」という着眼点は後者に関するものである。</p>
<p>例えば、条件を変更し元本の約定返済をストップして、すべてを金利に回すことで基準金利を満たすといった状況や、運転資金として著しく長期になるような条件変更を行っているような場合には、実態面をみて、法令で規定する貸出条件緩和債権の定義に該当する場合もあるということを確認にした方がよい。（日本公認会計士協会）</p>	<p>貸出条件緩和債権の一般的な取扱いについては、事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱い金融機関関係)に記載しているところである。</p>
<p>例示として、「書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、…」とある。しかし、中小企業の貸出金には、正常運転資金以外にも、長年の商慣行等により手形貸付の書換えにしている事例が多くある。これまでの経験に則して言えば、これらの資金の信用リスクは極めて低いことから、こうしたケースも含めた例示とすることが望ましい。（全国信用金庫協会）</p>	<p>ご意見の趣旨は、現行案の前段において「単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。」と記載している。 なお、「これまでの経験に則して言えば、これらの資金の信用リスクは極めて低い」とのご意見があるが、当該資金の信用リスクについては、個々のケースにおいて実態に即して判断する必要があると考えている。</p>
<p>貸出条件緩和債権の検証にあたって、債務者に有利となる取決めか否かについては、「基準金利」(当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出金利をいう。)に着眼するとしているが、「基準金利」そのものの定義をより明確化すべきである。（東京商工会議所）</p>	<p>基準金利については、各金融機関のリスク管理手法や経営判断等により、様々なものが考えられ、統一的な計算手法等を示すことは困難である。また、機械的・画一的な運用にもつながりかねず、適切でないと考えている。</p>
<p>中小企業への融資が多い中小金融機関においてはデータの蓄積が乏しいこと、また、信用コストに見合う利回りとするとかかなり高位な金利水準になることが予想されるため、各中小金融機関における基準金利の採用基準の統一性を図るためにも、できるだけ具体的かつ現実的な基準金利の採用方法を具体的事例によって明示していただきたい。（日本公認会計士協会）</p>	<p>同上</p>
<p>(事例追加) 貸出条件緩和債権判定に基準金利を使用することが前提で事例が追加されているが、基準金利が変動になった場合の取扱いが漏れている。適用金利、債務者の信用状態、条件改定に加え、基準金利もひとつ「変数」として扱い、基準金利が変動になった場合は、既往判定された債権の見直しがどのように行われるのかを明示すべきである。（個人・銀行員）</p>	<p>貸出条件緩和債権の一般的な取扱いについては、事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱い金融機関関係)に記載しているところである。</p>

<p>貸出期間を延長せずに、最終回しを寄せしている場合であっても、期間に応じた「基準金利」以上の貸出金利であれば貸出条件緩和債権に該当しないと考えてよいか。（全国信用金庫協会）</p>	<p>基準金利が合理的に設定されていれば基本的には、お示しのような考え方で差し支えないと考える。</p>
<p>検証ポイントにおける「貸出条件緩和債権」の留意事項として、制度資金等の融資内容を踏まえ、下線部分を追加していただきたい。 <u>ロ、条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有……していることを勘案する。</u> <u>なお、国、都道府県等が利子補給等を実施している制度資金にあっては、政策的に貸出金利が定められており、金融機関が任意に、信用リスクを踏まえた金利設定を行えないことから、このような貸出金については、形式的に「基準金利」を下回ったとしても、貸出条件緩和債権に該当しないこととする。</u> （全国漁業協同組合連合会）</p>	<p>制度融資の金利設定は、特定の債務者の経営再建又は支援のためではなく、制度目的の達成のために低く金利が設定されるものであることから、制度融資の貸出金利が基準金利を下回っていても、そのことをもって、貸出条件緩和債権に該当するということにはならないと考えられる。 なお、当該取扱いについては、制度融資に係る一般的な取扱いであることから本別冊に記載するのはなじまないと考える。</p>
<p>制度融資では、調達コストを下回る貸出金利で実行するケースがあるが、制度融資の趣旨に鑑み、条件緩和債権に該当しないことを検証ポイントに明記していただきたい。（全国信用金庫協会）</p>	<p>制度融資の金利設定は、特定の債務者の経営再建又は支援のためではなく、制度目的の達成のために低く金利が設定されるものであることから、制度融資の貸出金利が調達金利を下回っていても、そのことをもって、貸出条件緩和債権にはならないと考えられる。 なお、当該取扱いについては、制度融資に係る一般的な取扱いであることから本別冊に記載するのはなじまないと考える。</p>
<p>中小企業者が借入金の返済を3回程延滞すると債務者区分が要注意先へ変更されるが、地域には地方銀行と商工会連合会、商工会とが提携した中小企業者の経営改善のための融資制度（商工貯蓄共済融資）があり、こうした融資の延滞については、債務者区分の変更基準の緩和をお願いしたい。（個人・静岡県商工会連合会）</p>	<p>個々の査定においては中小企業の実態に即した検証を行う必要があり、一定の事象に基づき、一律に判断することは適当ではないと考えられる。</p>
<p>注意書きで記載されている担保が根抵当権の場合、信用金庫の内部資料で当該貸出金を根抵当権で優先的に保全していることとなっていれば、注意書きの考え方を採用できるのか。（全国信用金庫協会）</p>	<p>個別のケースにより異なると考えられるが、当該根抵当権により信用リスクが低減しているのであれば、それを考慮して差し支えない。</p>

<p>担保・保証において保全されている貸出条件緩和債権の基準金利の考え方について、預金担保のような優良担保の場合は、即時確実に回収できるものであり、信用コストを勘案する必要なしとする考え方は当然と考えるが、不動産担保のような一般担保の場合は建物の原価償却や地価下落により下振れするものであり、不動産担保のような一般担保の場合は建物の減価償却や地価下落により下振れするものであり、条件変更時点で担保フル保全されていても、一定の信用コストを勘案して基準金利を設定する必要があると考えるべきである。あるいは、信用コストを勘案しなくてよいとするケースを限定的にするべきである。</p> <p>また、一般保証の場合は、最終リスクの所在が債務者ではなく保証人となるが、その保証人もデフォルトの可能性があるのだから、保証人の予想デフォルト率などを債務者の信用コストに反映させる必要がある。(個人・公認会計士)</p>	<p>担保による信用リスクの低減効果は、その前提として適切な担保評価や処分可能見込額の算出が必要であると考ええる。</p> <p>また、一般保証についても、その信用リスクの低減効果は、一般債務者の債務者区分と同様に、検査マニュアルの記載事項や別冊の記載事項に照らして判断する必要がある。</p>
<p>金融機関、特に支店サイドにおいて、「資金繰り円滑化借換保証制度」について、条件変更と認識される傾向がある。今回の改訂により保証協会の保証付き債権部分は、「資金繰り円滑化借換保証制度」を利用した先においても原則貸出条件緩和債権と見なされないとと思われるが、事例に本制度について明記されていないため不安が残ることから、今後「資金繰り円滑化借換保証制度」がより一層普及し中小企業者の資金繰りの円滑化に寄与して行くためには、今回新たに事例等として追加し、明文化してもらいたい。(全国信用保証協会連合会)</p>	<p>保証協会保証の信用リスク低減効果については、検証ポイントとして記載しているところであり、借換保証についても、当然、その範疇に入る。</p>
<p>平成15年2月から信用保証協会での取扱いが始まった「資金繰り円滑化借換保証制度」や地方公共団体が行う制度融資における「借換制度」については、中小企業者育成を図るとともに、地域経済の活性化と雇用の確保のために行っている政策性を持つ保証・融資制度の一つであり、利用に当たっては、金融機関、信用保証協会の二重の審査を経て融資されるものである。このことから、「資金繰り円滑化借換保証制度」や制度融資の「借換制度」を利用している場合については、「貸出条件緩和債権(元本返済猶予債権)」に該当しない旨、明記すべきである。(静岡県商工労働部)</p>	<p>同上</p>
<p>資金繰り円滑化借換保証制度(借換保証)については、現行の別冊の事例16において、保証付貸出金の条件変更を行った場合、原則として貸出条件緩和債権としないとしたケースに対応するものとして扱うことについては、金融庁としても異論がないと理解しているところであるが、金融機関等の間では、借換保証を利用した場合の取扱いについて十分な徹底が図られていないことから、今回の改訂において、本制度により借換えを行った貸付金については、原則として貸出条件緩和債権とならないことを明文化すべきである。(経済産業省)</p>	<p>同上</p>

<p>調達コストについて、調達コストは資金調達コスト+経費コストとされている。具体的な経費コストの算定方法には、共通費の配賦等さまざまな方法があり、結果もそれに伴い異なるが、この点については、各金融機関が、信用リスク管理の一環として自己責任を果たせる形であれば良いとの認識で問題ないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>貴見のとおり、調達コストの算出については、各金融機関により様々な方法があると考えられるが、合理的な基準に基づき算出する必要があると考えている。</p>
<p>貸出金利の構成要素としては、調達コスト(資金調達コスト、経費コスト)、信用コストに、当該金融機関の期待利益が含まれると考える。しかし、検証ポイントでは、担保・保証でフル保全であれば、調達コストを上回っていれば貸出条件緩和債権に該当しないとされている。この点から、「基準金利」には、当該金融機関の期待利益が含まれていないと考えてよいか。(全国信用金庫協会)</p>	<p>どの程度の期待収益を想定するかは、金融機関の経営判断であることから、貸出条件緩和債権の基準金利については、調達コスト+信用コストを下回らないことを基準としている。</p>
<p>貸出条件緩和債権の検証について、債務者に有利となる取り決めか否かとは個社別に採算がとれているか否かであり、基準金利の経費コストについては個社別のものを用いるのが妥当である。(個人・銀行員)</p>	<p>基準金利の算出においては、個々の債務者ごとに、精微な基準金利を算出することが望ましいと考えられる。他方で、小口の案件について、その費用対効果の観点から、一定の経費率を付加することにも、合理性がないとはいえない。 いずれにしても、調達コストの算出については、各金融機関により様々な方法があると考えられるが、合理的な基準に基づき算出する必要があると考えている。</p>
<p>「売却等の見通しが確実な資産」については、当該債務者(に対する貸出)の基準金利を算出する際に、担保・保証と同等に取り扱おうと理解してよいか。 返済財源として勘案できる売却資産の範囲は、各金融機関の担保・保証基準に則して認定できるものと理解してよいか。 また、勘案できる金額は、売却額が確定している場合はその価格、確定していない場合は金融機関の評価基準に則した当該資産の適切な処分可能見込額としてよいか。(全国銀行協会)</p>	<p>基本的には、担保と同等の信用リスク低減効果があれば、同等に取り扱う。 各金融機関の個々の担保・保証基準について、承知していないことから、一律に回答することは困難である。 売却額が確定している場合の価格を含め、当該資産の適切な処分可能見込額である。</p>
<p>本業に関係の薄い資産処分であれば問題ないが、業務遂行上必要な資産であれば、資産売却は必ずしも信用リスクの軽減につながるとはいえない。したがって、本業への影響を勘案することを明示する等、より慎重な書き振りにしたほうが良いのではないか。(個人・公認会計士)</p>	<p>業務遂行上必要な資産の売却を行えば、将来収益が望めなくなり、結果として信用リスクが高くなる場合も考えられる。 検証ポイントは、一般的な信用リスクの低減効果を記載したものであるが、結果として信用リスクの低減効果がない場合も考えられる。</p>
<p>中小・零細企業においては、一時的な収益悪化により赤字及び債務超過に陥りやすい面があり、これに伴い貸出条件の変更が行なわれているとしても、企業力、事業維持力やキャッシュフロー等からみて中長期的な債務償還能力に問題がないと認められる場合は、信用リスクは低いと判断されることから、貸出条件緩和債権の判定にあたっては、金利基準のみならず、こうした債務者の信用リスクそのものを勘案して判断する必要があると考える。(個人・中小企業金融公庫)</p>	<p>基準金利は、当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出金利であり、金利水準のみならず、債務者の信用リスクそのものを勘案して判断する必要があることは当然である。</p>

<p>「条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する資産の売却等の見通しが確実であり、…」とあるが、確実かどうかについては検査で検証されることから、「資産の売却等の見通しがあり、…」で十分ではないか。また、ここでいう「資産の売却」とは、事例Eにあるような在庫処分等といった季節資金のようなものだけが対象となるのか。それとも条件変更している債権の返済財源としての資産の売却も含めて良いのか。（全国信用金庫協会）</p>	<p>資産売却の確実性がないまま信用リスク低減が図られていると判断することは、適当ではないと考える。なお、資産売却の対象は在庫処分のみではなく、様々なものが考えられる。</p>
<p>「売却等の見通しが確実な資産」については、当該債務者（に対する貸出）の基準金利を算出する際に、担保・保証と同等に取り扱おうと理解してよいか。返済財源として勘案できる売却資産の範囲は、各金融機関の担保・保証基準に則して認定できるものと理解してよいか。また、勘案できる金額は、売却額が確定している場合はその価格、確定していない場合は金融機関の評価基準に則した当該資産の適切な処分可能見込み額としてよいか。（全国銀行協会）</p>	<p>基本的には、担保と同等の信用リスク低減効果があれば、同等に取り扱う。各金融機関の担保・保証基準について、承知していないことから、一律に回答することは困難である。なお、加味できる金額は当該資産の適切な処分可能見込額であると考えられる。</p>
<p>短期資金の継続的な借換え等に関して、その返済財源が確実と見込まれ、信用リスクは極めて低い水準にあると考えられる場合の取扱いについて、別冊改訂案の事例Eで在庫の処分により返済財源が確実の場合が例証されているが、この場合の返済原資については在庫に限らず、営業保証金、テナント保証金、事業上必要な不動産等が見合いとなっており、返済が確実と見込まれる場合ならば、同様の取扱いとするよう検討すべきである。（経済産業省）</p>	<p>既に、検証ポイントとして「資産の売却等の見通しが確実であり、それにより返済財源が確保されている場合」の信用リスクの低減効果は記載している。ご意見にあるような資産により返済が確実かどうかは、それぞれのケースにより判断すべき点であると考える。</p>
<p>一般保証（保証人による回収見込額）の記述「イ」。「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分…」と極めてあいまいな記述となっているため、金融検査の現場において検査官と信用組合側の意見が相違することが多々ある。このため、回収が確実に見込まれる部分を判断する場合の具体的な事例を明らかにしていただきたい。（全国信用組合中央協会）</p>	<p>保証人の保証能力については、一般債務者の債務者区分と同様に、検査マニュアルの記載事項や別冊の記載事項に照らして判断する必要がある。</p>
<p>(2) 貸出条件緩和債権の卒業基準</p>	
<p>これまで明確になっていなかった貸出条件緩和債権の取扱いが新たに盛り込まれ、特に貸出条件緩和債権の卒業基準に関し、中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についての取扱いが明記されたことは評価できる。しかしながら、企業・事業再生の手法は個別具体的なケースによって全て異なることから、進捗状況の判断は画一的でなく、実態にあわせて弾力的に行うべきである。（日本商工会議所）</p>	<p>今後とも実態に即したきめ細やかな判断を行っていききたい。</p>

<p>改訂案の「5.貸出条件緩和債権の(2)貸出条件緩和債権の卒業基準口」の部分について、「ロ.中小企業再生支援協議会等が策定支援した事業再生計画についても、株式会社産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と、原則として同様に扱う。」とあるが、「株式会社整理回収機構並びに中小企業再生支援協議等が…」と改訂すべきである。(整理回収機構)</p>	<p>貴見を踏まえ以下のとおり、修正する。</p> <p>(修正前) 「中小企業再生支援協議会等」</p> <p>(修正後) 「株式会社整理回収機構並びに中小企業再生支援協議会」</p>
<p>実現可能性の高い計画の判断基準のひとつとして、1年以上順調に進捗している場合を明示しているが、結果として、金融機関に短期的な成果を求めることになり、リレーションシップバンキングの趣旨にそぐわない対応がとられる可能性がある。したがって、自己査定の検証の前段階として、金融機関が、前述のような対応がとられないようリスク管理態勢を重点的に検証することを明示してはどうか。(個人・公認会計士)</p>	<p>本件は、計画が当初、「実現可能性の高い経営改善計画」と判断することが困難な場合であっても、「1年以上順調に進捗している」場合は、「実現可能性の高い」計画と判断することが可能であることを示したものである。</p>
<p>以下の基準()を満たす場合に加えて、概ね1年以上順調に進捗している場合も実現可能性が高いと判断してよいという理解でよいか。また、その場合には「順調に進捗」というのはどの程度か。「実現可能性の高い」とは、具体的には以下のすべてを満たすことである。a.計画の実現に必要な関係者との同意が得られていることb.計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないことc.計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること。(日本公認会計士協会)</p>	<p>a、bの基準に加えて、概ね、1年以上順調に計画が進捗している場合に実現性の高い計画と判断してよいという意味である。</p> <p>なお、順調に進捗しているかどうかは、実態に即した判断となる。</p>
<p>その他要注意先とするためには、さらに「抜本的な計画」であるということが必要になると思われるが、実現可能性が高いたけで卒業要件を満たすのか。(日本公認会計士協会)</p>	<p>卒業基準のうち、「実現可能性の高い」計画について記載しているものであり、「抜本的な計画」かどうかについては、別途検討することとなる。</p>
<p>(「抜本的な計画」であることが必要とした場合)金利面の判断が必要になるが、この場合に信用リスクに見合った金利とは、どのように考えるべきか、例えば、正常先としての金利が確保されていることで足りると考えてよいか。(日本公認会計士協会)</p>	<p>今後の事業見通しを前提に格付けした当該格付けに対応した基準金利を指している。</p> <p>但し、概ね3年後に正常先となることを前提とした格付けであり、その時点(約定改訂時)では、正常先の格付けとはならないものとする。</p>

企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当	
コメントの概要	コメントに対する考え方
要管理先に対する引当について、中小零細企業のみ支援先について支援等の取組みにより低減された信用リスクに基づく引当率を使用することに合理性があるとする根拠が不十分ではないか。(個人・銀行員)	中小・零細企業については、抜本的な企業・事業再生の手法についての選択肢が狭いため、金融機関がリレーションシップバンキングを通じて得られる情報を活用し、継続的な企業訪問、地道な粘り強い経営相談・経営指導等を行うことが重要であることに着目したものである。
企業・事業再生中の要管理先に対する引当について、一定の要件のもと、他の債務者と区別してグルーピングし、引当率に格差を設けることができるとしたことは評価できる。しかしながら、要管理先の債務者区分内で企業が破綻すると、同区分内の債権に対する引当率が一律に上昇することになり、金融機関の貸し渋り等を深刻化させることにもなりかねない。このため、要管理先・要注意先については、より弾力性のある引当率の算定を認めるべきである。(日本商工会議所)	実質において統計的に意味のある信頼性のおける十分なデータに基づいて、引当率を算出するのであれば、要管理先の債務者区分内で企業が破綻しても、同区分内の債権に対する引当率が一律に上昇することとはならないと考えている。
「企業・事業再生に向けた支援等を実施する金融機関の債務者基準が明確化されており、当該基準が恣意的なものでないこと」とされているが、この基準に関する見解について別途事例を設けて解説し、さらに明確にすべきである。(全国商工会連合会)	企業・事業再生の取組みについては、各金融機関の創意工夫により実施されるものであり、その取扱いは様々であると考えている。 なお、検証ポイント(6.企業・事業再生の取組みと要管理先に対する引当)として、具体的な例示を記載しているところ。
「十分な母集団」の基準について、具体的に示していただきたい。なお、その基準については、大手行のみが対象にならないよう配慮願いたい。(日本損害保険協会)	実質において統計的に意味のある信頼性のおけるデータに基づくことが重要であり、金融機関の規模や債務者数に基づき一律の形式的基準を設けることは適切ではないと考える。
「八.引当率の算定(今後3年間の予想損失額見積もり)に当たっては、十分な母集団が確保されており」とされているが、この十分な母集団に関して、具体的な計数的尺度があるのであれば、示していただきたい。(全国信用組合中央協会)	同上
「十分な母集団」の考え方については、機械的・画一的に判断するのではなく、金融機関の規模等に依りて弾力的に判断していただきたい。(第二地方銀行協会)	同上
「引当率の算定に当たっては、十分な母集団が確保されており、…」とある。統計学上十分な母集団が確保されていることを求めるのは理解できるが、このような条件を設定すると、中規模以下の信用金庫ではこの方法を採用できない可能性がある。したがって、当該記述に、例えば次のような追記が必要ではないか。「なお、十分な母集団が確保されていなくても、当該金融機関の企業・事業再生に向けた支援が行われている先とそうでない先との信用リスクの差異が検証できるときにはその限りではない。」(全国信用金庫協会)	実質において統計的に意味のある信頼性のおけるデータに基づくことが重要であり、金融機関の規模や債務者数に基づき一律の形式的基準を設けることは適切ではないと考える。 なお、当該金融機関の企業・事業再生に向けた支援が「行われている先」と「そうでない先」との信用リスクの差異を検証する場合には統計的に意味のある信頼性のおけるデータに基づく必要があると考える。

<p>「引当率の算定に当たっては、十分な母集団が確保されており、…」としているが、十分な母集団の判断基準はなにか。（個人・農林水産省職員）</p>	<p>実質において統計的に意味のある信頼性におけるデータに基づくことが重要であり、金融機関の規模や債務者数に基づき一律の形式的基準を設けることは適切ではないと考える。</p>
<p>十分な母集団の確保が条件とされているが、小規模な金融機関において当該条件を充足することは困難と考えられる。したがって、たとえば、「ハ.引当率の算定...最低限1年間のデータが蓄積されていること、または、個別管理に必要な疎明資料が作成・保管されていること」としてはどうか。（個人・公認会計士）</p>	<p>実質において統計的に意味のある信頼性におけるデータに基づくことが重要であると考ええる。</p>
<p>「最低限1年間のデータが蓄積されて」いれば、1年間のデータを計算上3年間に引き伸ばすなど、合理的な方法で「今後3年間の予想損失額」を見積もることで代替してよい、と理解してよいか。（全国銀行協会）</p>	<p>十分なデータの蓄積があればその方が望ましいが、例えば最低限1年間の実績があれば、1年のデータを計算上3年間に引き伸ばすことも止むを得ないと考ええる。</p>
<p>「引当率の算定(今後3年間の予想損失額見積もり)に当たっては、十分な母集団が確保されており、最低限1年間のデータが蓄積されていること。」が要求されているが、1年間のデータだけで今後3年間の予想損失率を合理的に見積もることは困難ではないか。（日本公認会計士協会）</p>	<p>同上</p>

資本的劣後ローン	
コメントの概要	コメントに対する考え方
対象が要注意先に限定されているが、債務者の財務内容を判定する観点からは債務者区分によって異なる取扱いをする理由が見当たらないと考えられるため、破綻懸念先以下の債務者に対しても同様の取扱いを認めるべきである。(全国銀行協会)	「要注意先」に限定するのは、資本的劣後ローンの債権者側の会計実務が未だ発展途上にあること等を勘案したものであり、「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」(金融庁監督局長の私的研究会)の報告書(03年7月16日発表)においてもその旨記載されている。
事業再生の観点からすれば、要注意先を対象とするよりも、破綻懸念先以上を対象とした方が良い。(島根中央信用金庫)	同上
破綻懸念先等の他の債務者区分の中小企業者についても擬似エクイティの評価は同等に扱われてしかるべきことから、こうした取扱いを要注意先債権に限定すべきではない。(経済産業省)	同上
資本的劣後ローンの実務上の活用目的は、一般的には、実質債務超過にある中小・零細企業の財務状況の改善を通じた事業再生であると考えことから、資本的劣後ローンに転換以前の債務者区分を限定的に考えるべきではなく、例えば、「資本的劣後ローンへの転換後に原則として正常先または要注意先となる先とする」というように、資本的劣後ローンに転換後の債務者区分の状態で捉えるほうが合理的と考える。(第二地方銀行協会)	同上
マニュアルでは要注意債権に限定されているが、劣後ローンについて100%の引当を行う場合や日本公認会計士協会等の関係団体において引当のルールが明確化された場合には、破綻懸念債権についても資本的劣後ローンへ転換する債権の範囲に含めるべきと考える。(個人・DDS研究会)	同上
資本的劣後ローンの対象先が要注意先及び要管理先に限定されているが、例えばDDSを行う事により、債務者区分の上位遷移が可能となる先に対しても、当該条項が適用されるかどうか不明である。(個人・サービサー社員)	要注意先から正常先への債務者区分の上位遷移は可能であると考える。
擬似エクイティ的融資は中小・零細企業に限定されているわけではなく、あえて対象先を限定する必要性はないと考えることから、当該注記を削除していただきたい。「新しい中小企業金融の法務に関する研究会報告書」(15.7.16)では、擬似エクイティ的融資が多いといわれる中小・零細企業金融の実情を踏まえて、中小企業を対象として「モデル取引」の考え方が示されているが、このことをもって、中堅以上の企業に対する資本的劣後ローンの取扱いを排除する理由にはならない。(第二地方銀行協会)	DDSについては、中小企業において、自己資本が過小であり、融資の一部が資本的性格となっているなど、我が国特有の中小企業に対する融資の特性に着目したものであり、中堅以上の企業にまで広げることが適当ではないと考える。
資本的劣後ローンのみでなく、資本的劣後ローンに準じた劣後債についても、資本とみなすことができることを規定してもらいたい。(整理回収機構)	本別冊においては、中小・零細企業にとってより現実的な資本的劣後ローンの資産査定上の取扱いについて明記したものであり、劣後債についてはその評価方法を含め、今後検討すべきものと考える。

<p>資本的劣後債の場合も、貸出債権でなくなるため要管理債権が消滅し、資本的劣後ローンの場合と同様、その他要注意先となることを規定してもらいたい。また、債務者が破綻懸念先であっても、資本的劣後ローンまたは資本的劣後債を資本とみなすことにより合理的な再建計画期間内に債務超過を解消する場合、その他要注意先になることを規定してもらいたい。（整理回収機構）</p>	<p>本別冊においては、中小・零細企業にとってより現実的な資本的劣後ローンの資産査定上の取扱いについて明記したものであり、劣後債についてはその評価方法を含め、今後検討すべきものとする。 また、「要注意先」に限定するのは、資本的劣後ローンの債権者側の会計実務が未だ発展途上にあること等を勘案したものであり、「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」（金融庁監督局長の私的研究会）の報告書（03年7月16日発表）においてもその旨記載されている。</p>
<p>他金融機関もしくは企業が資本的劣後ローンを供与している場合でも、当該資本的劣後ローンを当該債務者の資本と見なすことが可能と考えるが、その理解でよいか。また、そうであれば、同マニュアルに明記していただきたい。（日本損害保険協会）</p>	<p>DDSを実施した、資本的劣後ローンについては、資産査定を実施する上で資本とみなすこととしており、その見方はDDSを実施した金融機関とそれ以外の金融機関において取扱いの違いはない。</p>
<p>新規の資本的劣後ローンを借り入れた場合も、DDSを行った場合と同様に資本としてみなすべきである。（経済産業省）</p>	<p>DDSについては、債務者と金融機関との間で、資本的な貸出が継続的に発生している点に着目して、金融庁監督局長の私的研究会である「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」の報告書（03年7月16日発表）において検討されたものであり、金融機関等の意見も踏まえ、これを今回、資産査定での見方に取り入れたものである。いわゆる資本的劣後ローンを当初から供給することについて、様々な機関にヒアリングを行ったが、現時点では検討していないとのことであった。なお、ご意見を踏まえ、取引の定着状況を勘案し、今後検討することとした。</p>
<p>資産査定が回収可能性に基づく償却・引当の準備作業であることを勘案すると、資本的劣後ローンへの転換を実施した金融機関と他の金融機関とは、債権の回収可能性の観点から位置付けが異なるのではないかと。すなわち、DDSを実施した金融機関は回収可能性の低い劣後債権を保有することになり、これが適切に評価されることを前提とすれば、債務者区分も要注意先（要管理先）となる。他方、他の金融機関にとっては、DDSを実施した金融機関の債権の弁済優先順位が劣後するため、自行の債権の回収可能性が高まることになる。よって、DDSの金額を自己資本とみなして再建計画を評価することができ、その結果、実現可能性の高い、抜本的な計画であれば条件緩和債権から外れるという取扱いができるのではないかと。この点を明確にしてください。（日本公認会計士協会）</p>	<p>資本的劣後ローンについては資本性を有することから、資産査定を実施する上で資本とみなすこととしたところであり、その見方はDDSを実施した金融機関とそれ以外の金融機関において取扱いの違いはない。 なお、債務者区分の考え方については、検証ポイント及び事例において記載しているところである。</p>
<p>DDSが「合理的かつ実現可能性が高い経営改善計画と一体で行われること」から、DDSが貸出条件緩和債権となり、当該債務者が要管理先となった場合の当該債務者への貸出全体に対する引当が過大とならないよう、引当基準を明確にすべきである。（東京商工会議所）</p>	<p>DDSを実施した金融機関については、資本的劣後ローンが貸出条件緩和債権に該当しても、そのことをもって他の残債等について、要管理先に対する債権とならない旨を既に記載しているところである。</p>

<p>中小・零細企業は、長期運転資金等の名目で借入れ、あたかも自己資本のようにみなし、過小資本を補填してきているのが実態である。検証ポイントのような条件を付加するよりも、本業以外の固定資産を担保提供して資金調達している部分(長期運転資金等)は資本と見なしても良いのではないか。(島根中央信用金庫)</p>	<p>「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」(金融庁監督局長の私的研究会)の報告書(03年7月16日発表)において、DDSは擬似エクイティの法律構成が実態に即していないことから、当事者の権利義務関係を法的にも明確化することが当事者双方にとって有益であるとして提示された考え方である。このような中で、現状、何らの契約上の条件を具備しないまま、借入金を資本とみなすことは適当ではないと考える。</p>
<p>中小・零細企業にとって、DESやDDSといった金融手法を採用することは必ずしも一般的とは言えないことから、こうした手法によらずとも、実態として擬似エクイティと判断できる部分については自己資本とみなすことができるようにすべきである。(日本商工会議所)</p>	<p>同上</p>
<p>そもそも、擬似エクイティとして一定の範囲のDDSのみを認めるとされているが、このようなDDSは実務上極めて例外的であり、むしろ通常擬似エクイティとみるべきものとして議論すべきは、手形貸付の借換えを継続的に行う場合等である。このような短期資金の継続的な借換え等については、金融機関側が金利支払い以上の返済を当面求めないことが確認できる場合は、資本に準じた性格を帯びることから、中小企業者の財務内容や資金繰り等を検討する際、借入金の中で短期資金の継続的な借換え等の部分は当面返済が求められず、当面のキャッシュフローに悪影響を与えないという点等に配慮すべきである。具体的には、中小企業者の財務内容を検証する際、中小企業者が債務超過の状態であるかを判断する場合や、中小企業者の債務償還年数に基づき財務内容を評価する場合に、その中小企業者の債務に短期資金の継続的な借換え等が含まれていること等を十分考慮するという取扱いにすることを検討すべきである。(経済産業省)</p>	<p>同上</p>
<p>中堅企業はともかく、小零細企業や個人事業主の場合には、DES等の手法が馴染まない場合が多い。ついては、DES、資本的劣後ローンでなくても、実質的に資本的性格の強い貸出である「正常運転資金」について、債務者が債務超過かどうかの判定に当たっては「みなし資本」として取扱えるよう再度検討をお願いしたい。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>同上</p>

<p>根雪となっている部分(擬似エクイティ)は、DESやDDSによって資本金性格が強まれば資本となる。しかし、中小・零細企業(とりわけ中小企業基本法第2条第5項で定める小規模企業者)の場合は、このような金融技術を使わなくても、例えば経常運転資金の範囲内で根雪となっている部分についてはみなし資本とした取扱いができないかどうか再度検討していただきたい。このような取扱いをした場合、小規模企業者の過少資本問題が解消されるケースが多くなるものと思われる。なお、この場合の信用リスクについては、これまでも金融機関によるローンレビューの徹底により軽減化されていること、そしてこの点は、今般の改訂案の趣旨の一つであるリレーションシップバンキングの機能強化が図られていれば金融機関の評価を尊重することと整合性がとれたものであると考える。(全国信用金庫協会)</p>	<p>「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」(金融庁監督局長の私的研究会)の報告書(03年7月16日発表)において、DDSは擬似エクイティの法律構成が実態に即していないことから、当事者の権利義務関係を法的にも明確化することが当事者双方にとって有益であるとして提示された考え方である。このような中で、現状、何らの契約上の条件を具備しないまま、借入金を資本とみなすことは適当ではないと考える。</p>
<p>資本金劣後債の場合、実質債務超過(含み損を取込み、かつ劣後部分を資本とみなさないものとして)部分は、当初、備忘価格とすることを規定してもらいたい(資本金劣後債を資本とみなしたうえで債務超過を解消した後は、評価額が増加していくことになる)と考える。(整理回収機構)</p>	<p>本別冊においては、中小・零細企業にとってより現実的な資本金劣後ローンの資産査定上の取扱いについて明記したものであり、劣後債についてはその評価方法を含め、今後検討すべきものとする。</p>
<p>永久劣後とするのではなく、実質債務超過解消(含み損を取込み、かつ劣後部分を資本とみなさないものとして)後は、配当可能利益の範囲内で資本金劣後ローン・資本金劣後債を他の債権に先だって償還し得ることを規定してもらいたい。(整理回収機構)</p>	<p>貴見も踏まえ、返済にかかる条項に、(注)書として、「経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本金劣後ローンを資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。」を加える。</p>
<p>実務上は、DDSを事業再生手法の一つとして捉え、経営改善計画の一環として、貸出金の一部を資本金劣後ローンに転換し、経営改善計画終了後に業況が改善した場合には、資本金劣後ローンを通常ローンに転換し、元利返済が行われるやり方が一般的と考えるが、改訂案では、あたかも永久劣後ローンであるかのような要件となっているので、上記取扱いが可能であることを要件上も明確にしたい。「貸出債権が完済された後に償還が開始する」ことを要件とすると、長期継続的な取引を前提とするリレーションシップバンキングにおいては、実質的に債権放棄と同様の意味合いを持ち、中小・零細企業に適用しにくいといわれているDESと同様、活用は困難と考える。(第二地方銀行協会)</p>	<p>同上</p>

<p>既存債権が完済された後でなければ劣後ローンの償還開始ができないとなると、劣後ローンの元本返済は既存債権が存在する間は税引後のフリーキャッシュフローにおいてウォーターフォール上株式配当に劣後することになるため、「経営再建計画の未達等により残債の将来の償還に懸念が生じた場合は、劣後ローンの元本償還及び株式配当が制限される」等に改めるべきと考える。また、残債のうち、合理的に設定されるコミットメントライン等の運転借入金(例えば、3年後の予想貸借対照表において売掛債権及び棚卸資産の額から買入債務の額を差し引いた金額の範囲内に収まる等、経営再建計画に照らして合理的に必要と認められる運転借入金)については、劣後ローンの償還開始前に完済を要する既存債権から除外すべきと考える。(個人・DDS研究会)</p>	<p>貴見も踏まえ、返済にかかる条項に、(注)書として、「経営改善計画が達成され、債務者の業況が良好となり、かつ、資本的劣後ローンを資本と見なさなくても財務内容に特に問題がない場合には、債務者のオプションにより早期償還することができる旨の条項を設けることは差し支えない。」を加える。</p>
<p>7. 資本的劣後ローンの取扱い この項目は、再建計画期間中の任意弁済を妨げ、設計の自由性、および債権者によるアップサイドポテンシャル確保を阻害することとなるため削除すべき。弁済の劣後性については、次項目「ロ」によりデフォルト時の(絶対的)劣後性が確保されることで十分であると考え。(個人・銀行員)</p>	<p>同上</p>
<p>検証ポイント(1) の二. のようなデフォルト条項は中小・零細企業には適用しにくいことから、当該要件は削除していただきたい。(第二地方銀行協会)</p>	<p>いわゆるクロスデフォルト条項は、劣後性を担保する観点から必要と考えており、金融庁監督局長の私的研究会である「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」の報告書(03年7月16日発表)においても、その旨記載されている。</p>
<p>劣後ローンのコベナンツ違反等により劣後債権がデフォルトした場合は優先ローンもデフォルトする条件となっているが、優先ローンの債務者に対するガバナンスを確保する観点から、「残債が期限喪失をしない限り劣後ローンは期限喪失できない(必要に応じて劣後ローンに治癒期間を付与)」等の条件に改めるべきと考える。(個人・DDS研究会)</p>	<p>同上</p>
<p>DDS実施による自己資本算入効果を認める対象を「中小企業基本法」で規定する中小業者に限定しているが、資本調達手段が限られているのは、「中小企業基本法」で規定されていない中小業者(例えば、資本金60百万円で従業員の数が60人の小売業、等)も同様であると考えられる。したがって、(注1)については、「中小企業基本法」で規定する中小業者に限定せず、「ここでいう中小・零細企業とは「中小企業基本法」で規定する中小業者およびこれに準じる医療法人、学校法人等とする。」を削除すべきである。(全国銀行協会)</p>	<p>いわゆるDDSの取扱いについて、中小企業基本法に規定する中小企業に限定しているのは、中小企業基本法における中小企業の範囲が資本金の額等により、規定されていることから、資金調達の法律構成を株式に転換した場合、現行制度におけるメリットを失う等の問題があること等を勘案したものである。 また、この趣旨は、「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」(金融庁監督局長の私的研究会)の報告書(03年7月16日発表)においても記載されている。</p>
<p>「新しい中小企業金融の法務に関する研究会」の議論の対象が中小企業であり、またDESを行った場合、資本金の増大が問題となるのは中小企業であることから、DDSの対象が中小企業に限定されていると考えるが、中堅企業に対してもDDSを採用できることを規定してもらいたい。(整理回収機構)</p>	<p>DDSの対象を中小企業に限定しているのは、中小企業においては自己資本が過小であり、融資の一部が資本的性格となっているなど、我が国特有の中小企業に対する融資の特性に着目したものであり、中堅企業にまで広げることは適当ではないと考え</p>

<p>中小・零細企業について中小企業基本法の定義を採用しているが、当該定義から外れる企業であっても、当該定義に準ずる企業も存在するとの考え方から、中小企業基本法とは異なる定義を採用していると思われる法令もあること等に鑑み、例えば、「中小企業基本法」に規定する中小企業者、又は「特定融資枠契約に関する法律」第2条各号に掲げる者以外の者(特定融資枠契約の借主となることができない者)」といった定義に修正すべきと考える。(個人・DDS研究会)</p>	<p>いわゆるDDSの取扱いについて、中小企業基本法に規定する中小企業に限定しているのは、中小企業基本法における中小企業の範囲が資本金の額等により、規定されていることから、資金調達の法律構成を株式に転換した場合、現行制度におけるメリットを失う等の問題があること等を勘案したものである。</p> <p>また、この趣旨は、「新しい中小企業の法務に関する研究会」(金融庁監督局長の私的研究会)の報告書(03年7月16日発表)においても記載されている。</p>
<p>「(注1)大企業の関連会社と認められる企業を除く。」における「関連会社」について、この定義を明示すべきと考える。(日本公認会計士協会)</p>	<p>貴見を踏まえ以下のとおり、修文する。</p> <p>・関連会社(財務諸表規則における関連会社をいう。)</p>
<p>注3では、信用リスク検査用マニュアル別表1.(3)の経営改善計画等に関する規定を満たす計画とあるが、検証ポイント「3.経営改善計画」との整合性を取る必要があるのではないか。(全国信用金庫協会)</p>	<p>検証ポイント「3.経営改善計画」は、債務者が再建計画を作成していない場合等について記載したものであるが、金融機関が資産の劣後性を許容する場合においては、合理的かつ実現性の高い経営改善計画が不可欠であると考えられる。</p>
<p>「(2)資本的劣後ロ ンを資本とみなすに際しては、金融機関において当該資本的劣後ローンの引当につき、その特性を勘案し、例えば市場価格のない株式の評価方法を踏まえて算出する等、会計ルールに基づいた適切な引当を行うこととする。なお、日本公認会計士協会等の関係団体において引当のルールが明確化された場合には、当該ルールに則り取扱うものとする。」について、「なお、日本公認会計士協会等の関係団体」というくだりがあるが、ここは「なお、企業会計基準委員会等の関係団体」にすべきである。(日本公認会計士協会)</p>	<p>貴見を踏まえ、以下のとおり修文する。</p> <p>(修正前) 「日本公認会計士協会等の関係団体」 (修正後) 「企業会計基準委員会又は日本公認会計士協会」</p>
<p>「市場価格のない株式の評価方法」を踏まえて算出するということは、実質資産超過の企業の場合には、引当金を100%積む必要はないという理解でよいか。(第二地方銀行協会)</p>	<p>ケースにより異なると考えられるが、引当金を100%必ずしも積む必要がない場合も考えられる。なお、引当については、今後、「企業会計基準委員会又は日本公認会計士協会」において一定の方向性が示されるものと考えている。</p>
<p>資本的劣後ローンに対する引当については、当該債務者区分における貸倒実績率に反映されないという理解でよいか。(第二地方銀行協会)</p>	<p>基本的には、お示しのような考え方でよいと考える。</p>
<p>DDSに対する引当についても、概ね1年以上のモニタリングを経た後、引当率が100%から減少していく旨を明示すべきである。(東京商工会議所)</p>	<p>ケースにより異なると考えられるが、引当金を100%必ずしも積む必要がない場合も考えられる。なお、引当については、今後、「企業会計基準委員会又は日本公認会計士協会」において一定の方向性が示されるものと考えている。</p>
<p>日本公認会計士協会等の関係団体において、市場価格のない株式の評価方法を踏まえて引当ではなく減損処理のルールが明確化された場合には、当該ルールに則り減損処理を行うこととすべきと考える。(個人・DDS研究会)</p>	<p>基本的にお示しの考え方であり、今後ルールが明確化された際に、対応して参りたい。</p>

<p>資本的劣後ローンの実務上の取扱要件については、必ずしも明確とはなっていないが、今回の改訂案で定める要件以外の取扱いについては、例えば、今後業界団体が取りまとめる実務レベルの検討結果を踏まえて対応すればよいという理解でよいか。(第二地方銀行協会)</p>	<p>別冊において記載しているのは、資本的劣後ローンを資産査定において、資本とみなす要件であり、資本的劣後ローンの実務上の取扱いについては、各金融機関等が検討すべき事項であると考えます。</p>
<p>資本的劣後ローンとありますが、中小零細企業にとっては財務諸表上の表示の違いという以外にどのような意味があるのか。また、金融機関にとっては債権を出資に転換するという意味においてリスクが大きくなるにもかかわらず、不良債権として開示がなされないということは問題ではないか。(個人・銀行員)</p>	<p>資本的劣後ローンについては、債権者からみれば、仮に債務者にデフォルトが発生した場合、一般債権に劣後してその弁済を受けるなどの要件が付されているところである。</p> <p>また、債務者からみれば、コベナンツにより、キャッシュフロー制限等の権利を債権者に与えるなどの違いが発生している。</p> <p>このように、資本性を有することを前提として、資本的劣後ローンを、資本とみなすこととしており、債権者及び債務者の両方からみても、一般債権と資本的劣後ローンには大きな相違が発生している。</p> <p>なお、資本的劣後ローンに係る不良債権の開示基準は一般債権と相違はない。</p>

本体マニュアル	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>検査における「金額抽出基準」を設けているにもかかわらず、実際には一定の抽出率を維持するために下位債務者区分先等には別途の抽出基準で運用されている。抽出基準は、主任検査官の判断にもなるが、検査の効率性の観点から示された「金額抽出基準」を徹底するよう、検査官に対して周知徹底をお願いしたい。（全国信用組合中央協会）</p>	<p>金額の抽出基準の適用については、金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合であり、今回の金額の抽出基準が適用されない金融機関があることはご理解いただきたい。</p>
<p>抽出率の運用に当たっては、一定の抽出率を確保することを目的とするのではなく、改訂の趣旨に沿った運用をお願いしたい。（全国信用金庫協会）</p>	<p>同上</p>
<p>金額抽出基準の引き上げに関し、その条件として「資産内容に特に問題がなく」、「前回検査の結果が良好と認められる」とされている。これらの基準については、検査の効率化を図る等の趣旨から、より具体的な記述にしてはどうか。（個人・公認会計士）</p>	<p>当該基準は、検査を実施するに際しての内部的な基準であり、具体的な計数等を公表する性格のものではないと考えている。</p>
<p>検査における「金額抽出基準」は8000万円までさらに引き上げるべき。（個人・全国商工団体連合会）</p>	<p>5000万円の金額基準については、前回の改訂を踏まえ、その後の検査結果に基づいて一定金額以下の債務者の自己査定を検証を省略したところでの自己資本比率への影響度合いや、中小金融機関の金額階層別構成比などを踏まえ算出したものである。</p> <p>なお、検査マニュアルには、これに加え、必要に応じ、抽出基準を上げることができる旨記述しているところである。</p>
<p>抽出基準、中小事業者向けの小口定型ローン等の分類基準が改訂されることになれば、自己査定における「一般査定先」と「簡易査定先」とに区分する際の、債権残高基準も改定しようとするが、何か目安はあるのか。（島根中央信用金庫）</p>	<p>本案は「簡易査定」ができる旨を記載したものである。自己査定における「簡易査定」と「一般査定」とを区分する金額については、各金融機関が合理的な基準に基づき判断すべきことであると考えている。</p>
<p>延滞基準等による簡易な基準によって査定を行う場合でも、別途、条件緩和の有無については検証すべきことを明らかにした方がよいと考える。（日本公認会計士協会）</p>	<p>本案は「簡易査定」ができる旨を記載したものであり、別途条件緩和債権について検証を行うことは当然であると考えている。</p>
<p>中小・零細企業の代表者に対する小口定型ローンについて、企業に対する貸出金があり、一体として通常の査定を実施している場合には、簡易な基準による査定はできないと考えるが、それでよいか。（日本公認会計士協会）</p>	<p>基本的には、お示しの考え方でよいと考える。</p>
<p>「中小企業向けの小口定型ローン等の貸出金については、延滞状況等の簡易な基準により分類を行うことができる。」とされているが、これは「小口」に重きがあるのか、「定型」に重きがあるのか。（全国信用組合中央協会）</p>	<p>「小口」と「定型」の両方が重要であると考えている。</p>
<p>中小事業者向け小口定型ローンとは、「小口」に重きがあるのか、それとも「定型」に重きがあるのか。（全国信用金庫協会）</p>	<p>「小口」と「定型」の両方が重要であると考えている。</p>

<p>信用金庫では、自金庫のデータだけでは標本数が少なく、統計学上有意性を有しないこと、ブレが大きくなること(場合によっては倒産確率ゼロとか、回収率が100%となって信用コストがゼロといったケースがでてくる)等から、他の機関のデータベースを活用しているところがある。そこで、貸倒引当金の算定にあたっては、こうした他の機関のデータベースを活用することも可能であるように検査マニュアルに記載していただきたい。(全国信用金庫協会)</p>	<p>今後の課題として検討して参りたい。</p>
<p>資本勘定に算入される税効果相当額を日本公認会計士協会が公表している「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第66号)等の会計基準・実務指針を踏まえて検証する趣旨の記述があるが、この第66号は、財務諸表に計上される繰延税金資産の回収可能性を判断する際の監査実務上の指針である。したがって、ここに入れるのは適当でなく、現行どおりでよいと考える。又は、「1」を「資本勘定に算入される税効果相当額(=繰延税金資産見合い額)は企業会計審議会が公表している「税効果会計に係る会計基準」等、税効果会計に関する会計基準及びこれに関連する実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。」と修正してはどうか。(日本公認会計士協会)</p>	<p>現在までの検査の取扱いを踏まえたものを記載したものである。 なお、持株マニュアル等との表現振りとも平仄を合わせたものである。</p>
<p>本パブリックコメントは、金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)に関するものであることは承知しているが、以下のような点については、大企業の取扱いに関し、検査マニュアル本編の信用リスク検査用マニュアルにも併せて記載することを検討願いたい。進捗状況のみをもって機械的・画的に判断するのではない、という点。(8ページ・15～26行「3(2)経営改善計画等の進捗状況」)担保フルカバー時の調達コスト充足に関する基準(10ページ16～23行目「5(1)貸出条件緩和債権の検証」の(注)のなお書き)(日本損害保険協会)</p>	<p>すでに検査マニュアルにおいて、記載済みである。一般的な条件緩和債権の取扱いについては、法令、事務ガイドラインにより運営を行っているところであり、金融検査マニュアルに記載することは考えていないが、当該記述については、企業の規模を問わないものである。</p>
<p>「キャッシュフロー重視の明確化」については、中小・零細企業のみならず、中堅・大企業の査定においても当然にキャッシュフローを重視すべきであり、金融検査マニュアルにもこの点を盛り込むべきである。(日本公認会計士協会)</p>	<p>検査マニュアルにおいては、すでにキャッシュフローを勘案することを記載しているところ。なお、一般論としてキャッシュフローは、どの債務者についても重要であるが、特にその実態が財務諸表では見えにくい中小企業については、その特性(代表者等との一体性等)を踏まえ、キャッシュフローをより重視する必要があることから、記載しているものである。</p>
<p>赤字・債務超過の企業は殆どの場合新規融資は不可能であるのが現状である。金融機関も債務超過の中身をよ<調査することが重要である。そして、単年度ベースで黒字あるいは部門黒字が出ている企業に対しては成長性があると判断しての新規融資を積極的に行うことが望まれる。(個人・岡山県商工会連合会)</p>	<p>検査マニュアルは、各金融機関が行う個別の融資にかかる規制等を定めたものでなく、個別の融資の可否は、あくまで各金融機関自らの経営判断により行うものである。</p>

その他	
コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>成長性、地域貢献度等で救済すべきと判断された企業で複数の借入があり月々の返済負担が大きい場合、他の金融機関のものも含めて一本化にし、月々の返済を支払い可能な範囲にする。この場合、借入金が一番多い金融機関が中心となって返済可能な計画を立てる。(個人・岡山県商工会連合会)</p>	<p>検査マニュアルは、各金融機関が行う個別の融資にかかる規制等を定めたものでなく、個別の債務者の経営再建計画の策定は、あくまでも関係者の判断により行うものである。</p>
<p>金融機関には銀行法で定めた「公共性」があり、その内容は「信用を維持」し「預金者等の保護」の確保とともに、「金融の円滑化」を図ることである。その「金融の円滑化」とは、資金を必要としている事業者等への資金の貸し出し、融通である。</p> <p>政府の金融行政の基本は、金融機関が「金融の円滑化」を図るよう指示・監督することです。ところが今日の金融行政は金融機関の不良債権処理、業務再構築やリストを最優先の目的にしているために、BIS規制に基づく自己資本比率を金融機関の唯一の健全性の尺度にし、早期是正措置をおこなうようになっている。そのために、金融庁の金融機関への検査は厳しい資産査定と債務者区分が目的になっており、現行の「金融検査マニュアル」はその目的のための手段になっている。</p> <p>結果として、金融機関が「貸したくても金融庁がうるさいから貸せません」と、融資を断る口実にも利用され、「金融検査マニュアル貸し渋り」という実態がすすんでいる。「金融検査マニュアル」は「金融の円滑化」に反し、金融機関の公共性や本来の役割を否定するものになっている。</p> <p>「金融の円滑化」を図るといふ金融機関の公共的役割が発揮できるよう、資金を必要としている中小企業に貸し出しを促進する行政に転換すること。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>金融機関の主たる利用者は、一般企業と異なり、預金者、借入者であり、その利益は、適切に保護されなければならない。また、一金融機関の破綻であっても、連鎖反応により金融システム全体に重大な影響が及ぶ恐れがある。</p> <p>これらを踏まえ、金融機関は適切にリスク管理を行い、正確な自己査定等を行うことにより、金融機関自ら健全性を確保することが不可欠である。</p> <p>金融検査は、「銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため」に、金融機関自らのリスク管理が適切になされているかどうか等を検証するものであり、厳しい資産査定と債務者区分が目的となっているものではない。</p> <p>また、金融検査マニュアルでは、「当局が定める金融検査マニュアルを理由に、健全な事業を営む融資先に対する資金供給の拒否や資金回収を行うなどの不適切な行為を行っていないか」を検証することとしており、実際の検査においても、厳正に検証しているところである。</p> <p>なお、今回の別冊改訂においては、金融機関が的確な金融仲介機能を発揮していくための様々な内容を盛り込んでいるところである。</p>
<p>金融庁の恣意的判断で3年前に全国56の金融機関が破綻に追い込まれたように、金融機関の自己査定はいとも簡単に否定されてしまうという実態がある。金融検査マニュアルの運用にあたっては、金融機関の自己査定を尊重すべきである。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>不特定多数の者から預金を預かり、決済機能を担っている点では、主要行も地域金融機関も全く同様であり、預金者の保護や金融システムの安定の確保のために、各金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要性にかわりはない。</p> <p>したがって、金融検査に当たっては、全ての預金取扱金融機関について、共通の会計基準やルールに基づき検証を行っている。</p> <p>他方、地域経済の中核をなす中小・零細企業向けに対する貸出等については、中小・零細企業の経営実態を十分に勘案した、検査マニュアルの運用が重要であり、このような観点から検査マニュアル別冊(中小企業融資編)を作成し、更に、今回改訂を行いきめ細かな検証に努めているところである。</p>
<p>「金融検査マニュアル」を必要とする場合は、大手行と地域金融機関の検査基準はそれぞれ実態にあったものにするべきで、いわゆる金融機関の特性を踏まえてダブルスタンダードにするべきである。大手行と地域に密着した地域金融機関は取引対象が大きく違い、また、リレーションシップバンキング機能の強化の方向を見ても役割が大きく違っている。(個人・全国商工団体連合会)</p>	

<p>今日の金融機関の大きな役割の一つが「中小企業の再生」であり、金融機関が再生支援をする(している)中小企業の債務者区分は、再生可能性を尊重しておこなうこと。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等によりその返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案し判断するものである。</p>
<p>信用保証協会の保証付債権は、返済条件の変更中のものであってもリスクの無い債権扱いとし、債務者区分は「正常先」とすること。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>「借換保証制度」等の利用など信用保証協会による再生支援先企業として、債務者区分は「正常先」とすること。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>金融機関がリスケジュール(一定期間の返済猶予)を支援している中小企業は再生支援企業であり、債務者区分は「正常先」とすること。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>地域・中小金融機関のリレーションシップバンキング機能の強化の方向と、債務者区分が矛盾することがないように、各金融機関の「機能強化計画」を尊重すること。リレーションシップバンキング機能との整合性をもたせること。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>同上</p>
<p>過去の返済履歴を尊重し、担保価値の下落等による判断による債務者区分をおこなわないこと。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>今回の別冊改訂においても、ご意見の趣旨は、記載しているところである。</p>
<p>中小企業経営革新支援法や中小企業創造活動促進法による認定企業の債務者区分にあたっては、その計画を尊重すること。(個人・全国商工団体連合会)</p>	<p>債務者区分は、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等の実態に即して判断するものと考えている。今回の改訂において、中小企業経営革新支援法、中小企業創造活動促進法、新事業創出促進法等の法律に基づき技術力や販売力を勘案して承認された計画については、債務者区分の判断に当たって勘案するものとしている。</p>
<p>技術力評価・経営指導の経費コストは基準金利策定に反映すべきか。(個人・公認会計士)</p>	<p>調達コストの算出については、各金融機関により様々な方法があると考えられるが、合理的な基準に基づき算出する必要がある。</p>
<p>金融機関の目利き能力向上のためには、事例を増やすのではなくマニュアルを薄くして、各金融機関がマニュアルに依存せず、自ら判断し責任を持って行動するよう促す必要がある。(個人・政策アナリスト)</p>	<p>検査マニュアルは、検査官の手引書であり、各金融機関が行う個別の融資にかかる規制等を定めたものでなく、個別の融資の可否は、あくまで各金融機関自らの経営判断により行うものである。</p>

<p>企業再生の中で持株会社を設立して事業再編が行われ、優良存続事業と不採算事業(債務者区分を下げる要因となっている部分)を分離するケースがある。優良事業会社単体では正常先と判定されるが、持株会社連結では要注意先以下となる場合、優良事業会社から持株会社、同傘下の他の会社へ「モノ、カネ」の動きがなければ、単体で債務者区分の判定は可能か。(連結子会社の場合も) (個人・会社員)</p>	<p>資産査定に当たって、持株会社傘下の企業を一体としてみるか、単体で見るかは、取引実態などを勘案して取扱いを検討する必要があると考える。</p>
<p>地方を基盤としている金融機関である信金・信組は地域中小零細企業のより所であるので、地域金融機関の特性はどのような形で考慮されているのか、又検査官はマニュアルにのった画一的な検査でなく業種業態をよく熟知された上で検査に従事して頂きたい。(個人・経営指導員)</p>	<p>ご意見を参考に、今後、研修カリキュラムを作成していきたい。</p>
<p>税金対策で、高額な役員報酬を設定しているような企業の査定は、あくまで法人の財務内容にもとづいて判断すべきと考える。(個人・金融機関勤務)</p>	<p>代表者等の役員に対する支払状況を勘案するのは、中小・零細企業における法人と個人の一体性を勘案したものである。</p>
<p>「継続的な企業訪問」、「定性的な情報」の収集は、当該取引先の担当行員が一番よく理解してしているべきであることから、検査時に検査官の面談者は支店長と当該取引先の担当者とすること。(個人・サービス業)</p>	<p>当局が実施する資産査定においては、支店長面談を実施している。また、実態把握の面から担当者が同席することもある。</p>
<p>金融機関が「きめ細かな経営相談、経営指導等を通じた積極的な企業・事業再生への取り組み」を実現するためには、担当行員の資質の向上が必要となる。よって、経費中、金融機関の規模に適応した「研修費」、「専門家への外部委託」項目の検証も有用である。(個人・サービス業)</p>	<p>ご意見を参考に、今後検査を進めていきたい。</p>
<p>中小・零細企業は概して、地域に根ざしており、検査官も地域学習の必要性がある。(個人・サービス業)</p>	<p>ご意見を参考に、今後、研修カリキュラムを作成していきたい。</p>
<p>債権保全実務は、金融機関が資産査定とは別に、自己責任原則に基づいて対応すべき課題であるが、金融検査マニュアルを拡大解釈して、債権保全上の不作為を認められたと誤解する金融機関が出現する恐れはないか。地域金融機関がリレバンAPによって過度な個人保証や担保に依存しない中小企業貸出取引を求められている状況を勘案すると、ありえると思われる。また、実際には、担保にとっていないものを返済原資として信用リスク量を計測し、債務者区分を判断すると、その結果としての引当水準が過少に算出されてしまい、当該債務者が破綻した場合には、追加引当が必要になる虞もあのではないかという危懼もある。(個人・銀行員)</p>	<p>今回の改訂は、一般的な中小企業金融の取引慣行を資産査定を実施する際の検証ポイントとして取り上げたものである。 金融機関が常日頃、どのように債権保全を図っていくかは、金融機関の経営判断により行われるべきものとする。</p>

<p>実際の運用にあたっては、本別冊改訂で追加された事例に形式的・画一的にとられることなく、個別事情に応じて幅広く、当該債務者の状況を勘案するとともに、日頃の債務者との間のコミュニケーションを通じ、債務者の状況を把握している金融機関の評価を十分尊重してもらいたい。さらに今後においても、今次改訂にとどまることなく、中小企業は多様な存在であることから、引書続き事例を集積し、本別冊の充実を図っていただきたい。（個人・中小企業金融公庫）</p>	<p>ご意見については、検査官への研修の充実を図るなど、その徹底を図って参りたい。</p>
<p>信用格付～債務者区分の手法を、債務者の経営実態を正確に考慮した内容に改革するよう指導徹底すべきであり、各金融機関の経営基盤(地域特性)と取引顧客層を正確に見極めた上で、債務者の実態を正確に把握できる組織体制になっているか検証することが必要と思われる。（個人）</p>	<p>金融検査マニュアル(信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト、「審査管理部門の役割」)において、ご意見の主旨は記載しているところ。今後も、ご意見の趣旨を踏まえ、検査を実施していきたい。</p>

事例1

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>代表者からの返済要請の有無を、「決算書等における代表者からの借入金の推移により確認する」とあるが、直前期のみ代表者からの借入がある場合は判別困難であり、また、代表者からは会社の資金繰りに応じて借入・返済を繰り返すことが多く、仮に返済を要求したとしても、中小・零細企業の場合、代表者と企業は実質一体であり、再借入可能なケースが一般的であるため、再借入不能なケースを除き、代表者からの借入は自己資本相当額とみなすべきである。（全国地方銀行協会）</p>	<p>ご意見のようなケースについては、個々の実態に即した判断をする必要があるが、一般的には再借入が可能か否かは不確実であり、資本としてみなすのは適当でないと考える。</p>
<p>「代表者が返済を要求することが明らかとなっている場合」において、決算書等における代表者からの借入金の推移により確認等としていますが、「借入金残高の減少」をもって一律に「返済を要求している」とはいえないのではないかと。返済を要求するかしないかの判断については、金融機関に委ねていただければと考える。（東京都民銀行）</p>	<p>確認方法の一つとして記載しているものであり、実務上の確認方法は様々なものが考えられる。</p>
<p>(解説)3.において、代表者等が返済を要求するかどうかにつき、「代表者からの借入金の推移により確認等」とされているが、実務上は代表者の財務状況や代表者の意思を確認した時の業務日誌や応接記録等で判断する必要があるのではないかと。（日本公認会計士協会）</p>	<p>同上</p>
<p>代表者からの借入金は原則として自己資本相当額とし、代表者が返済を要求することが明らかになっている場合には、自己資本相当額とすることに問題があるとしている。代表者が返済を要求するか否かを判断する方法について、例として過年度の決算書を比較する方法を挙げているが、どのような事象を捉えて「代表者が返済を要求することが明らか」と判断すべきか不明確であり、判断にばらつきがでるおそれがある。具体的な判断基準を明示すべきである。（個人・公認会計士）</p>	<p>同上</p>

事例A

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>頻繁に債務者と接触しているとあるが、「頻繁」とはどの程度のことを言うのか不明確な概念である。何を以て「頻繁」に接触していると考えたのか明確にすべきである。（個人・公認会計士）</p>	<p>本事例においては、「頻繁」に債務者と接触しているとの記載をしているが、金融機関との接触度合いではなく、その結果、金融機関の債務者情報などが、実績として信頼できるレベルにあることをポイントとして記載しているものである。</p>
<p>技術力についての適切な評価・分析をしているとあることを業務日誌等で検証するとあるが、担当者による業務日誌でわかる程度の「評価・分析」では技術力の評価は不十分と考えられる。したがって、中小企業診断士の資格を有する者等、専門性の高いものの判断が必要であることを明示すべきではないかと。（個人・公認会計士）</p>	<p>技術力の分析については、中小企業診断士等の専門性を有する者の分析が望ましい場合もあるが、金融機関自身がどのような評価・分析を行っているかを、検査では検証するものであり、それらの判断が必ずしも専門家による判断である必要はないと考えられる。</p>

<p>「単に技術力の評価に留まらず、例えば、どの程度の新規受注が見込まれるのか、また、それが今後の収益改善にどのように寄与するかなどといった点を具体的に検討することが必要である」とされている。技術力が収益改善にどのように寄与するか明確にすることは実務上困難なケースが多い。どの程度具体的に検討すれば、自己査定に反映できるか明確にしてもらいたい。（個人・公認会計士）</p>	<p>金融機関は、債務者の技術力等を分析し、その分析結果に基づき回収可能性を判断している。 こうした回収可能性は、金融機関が自ら判断すべきことであり当局が一律の基準を示すことは適当ではないと考える。</p>
--	---

事例B

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>債務超過先であるが今後の業況改善が見込まれる、という理由で「要注意先」としているが、「要注意先」と判断するに至る業況改善の状況について、具体的に例示したほうがわかりやすいと考える。（全国漁業協同組合連合会）</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり修文する。</p> <p>事例の業況 (修正前) 「徐々にではあるが売上も増加してきているところである。」 (修正後) 「徐々にではあるが売上も増加してきており、今期には黒字の計上も見込まれる状況となっている。」</p>
<p>自己査定の結果は「要注意先」とされているが、条件緩和がないことを明らかにしておくべきである。（日本公認会計士協会）</p>	<p>本件については、要管理先か否かが問題ではなく、事例として債務者の技術力・販売力・成長性が重要なケースについて記載したものである。</p>
<p>問題解決型ビジネスに取り組んでいる場合には、これを債務者区分の判断で考慮することが有用としているが、どの程度の取り組み状況をもって「問題解決型ビジネスに取り組んでいる」といえるのが不明確である。また、問題解決型のビジネススタイルをとっているか否かを実態面から判断することは、困難と考えられる。したがって、金融機関が経営計画上当該ビジネススタイルを明示するとともに、それに見合うリスク管理態勢が構築されていることを最低限要件として明示すべきではないか。（個人・公認会計士）</p>	<p>「問題解決型ビジネス」に取り組むには、そのビジネスに相応しいリスク管理態勢の構築が必要なことは当然であると考えます。</p>
<p>「いわゆる問題解決型のビジネスに取り組んでいる場合には、これを債務者区分の判断に当たって考慮することが有効」とあるが、「どの程度の取組度合いならば債務者区分の判断に考慮してよいのか」について具体的例示を追加したほうがわかりやすいと考える。（全国漁業協同組合連合会）</p>	<p>取組み度合いについては、個々のケースにより異なるものと考えられ、当局が一律の基準を示すことは適当ではないと考える。</p>
<p>問題解決型ビジネスに取り組んでいる場合には、金融機関アドバイスを尊重することとしている。メイン行がそのような取り組みをしている場合、メイン行以外の準メインやぶら下りの金融機関はどのように査定に反映させれば良いか。（個人・公認会計士）</p>	<p>「問題解決型ビジネス」に取り組む金融機関は、取組まない金融機関に比して、より債務者の実態を把握していると考えられることから、これを考慮することも有用としているところ。 なお、メイン行以外が、その取組み内容を熟知しているのであれば、上記と同様の効果が期待でき、その点は考慮することとなる。</p>

事例C

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「十分なキャッシュフローが確保されている」ならば、約定返済が開始されているのが一般的であり、「約定返済に向けた動きが見込まれる」のは「キャッシュフローが確保される見込みが確実な場合」となるのではないかと。したがって、「経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合について」を「…十分なキャッシュフローが確保されている場合、または、十分なキャッシュフローが確保される見込みが確実な場合について」に変更すべきではないか。（東京都民銀行）</p>	<p>貴見等を踏まえ、以下のとおり修文する。</p> <p>検証ポイント (修正前) 「経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合について」 (修正後) 「経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合、または、その見込みが確実な場合等について」</p>
<p>(解説)2.において、「仕出弁当部門については、現状程度で推移すると見込まれ」とされているが、事例の「業況」においては特段そのような記載はなく、仕出弁当部門がどの程度のキャッシュフローを生み出しているかが不明である。（日本公認会計士協会）</p>	<p>本件の場合には、業況において、今後、借入金の約定返済が可能と見込まれる程度のキャッシュフローを有している旨を記載している。</p>
<p>今回の改訂案では、キャッシュフロー重視の考え方が示されているが、キャッシュフローが良好と判断する場合の考え方が必ずしも明確でないことから、当該事例において、十分なキャッシュフローが確保されているとする考え方を明示していただきたい。（第二地方銀行協会）</p>	<p>本件の場合には、今後、借入金の約定返済が可能と見込まれる程度のキャッシュフローを有している点を評価したものである。なお、一般的なキャッシュフローの十分性については、個別のケースにより様々であり、一定の基準を示すことは適当でないと考ええる。</p>
<p>従来の検査等においては、本事例のような場合、「十分なキャッシュフローがある」とは判断されにくかったと思料されるが、「要注意先(要管理先)」とする場合における、判断根拠とする「十分なキャッシュフロー」とはどの程度のものをいうのかについて、経営改善計画との関係からお示しいただきたい。（全国漁業協同組合連合会）</p>	<p>一般的なキャッシュフローの十分性については、個別のケースにより様々であり、一定の基準を示すことは適当でないと考ええる。</p>
<p>「(検証ポイント)」において「十分なキャッシュフローが確保されている場合」と記載されているが、「業況」においては前期でも計画比で7割程度という記載しかなく、キャッシュフローとの関係においてそれがどの程度かが不明である。当該事例の記載では「十分な」というイメージからは程遠いが、「十分なキャッシュフロー」の程度を明らかにしていただきたい。（日本公認会計士協会）</p>	<p>本件の場合には、業況にあるとおり、今後、借入金の約定返済が可能と見込まれる程度のキャッシュフローを有している点を評価したものである。</p>
<p>業況改善の「見込み」や約定返済開始の「見込み」によって判断する事例になっているが、明確な根拠のない「見込み」によって要注意先(要管理先)とすることはできないと考える。（日本公認会計士協会）</p>	<p>本件の場合には、業務改善の実績が上がっていることも勘案したものであり、単なる見込みのみを評価して債務者区分を要注意先(要管理先)としているものではない。</p>

<p>本事例では、そもそも破綻懸念先と区分される状況の債務者が、収支計画を策定し実施することで要注意先とされている。そのような状況で収支計画が1年目で破綻していても収支計画どおり進んでいない原因分析をし、次の施策を講じていけば要注意先としておくことが許容されるのは、他の事例及び検査マニュアルの関連項目との比較で妥当性を欠いていると思われる。したがって、今期には、ほぼ単年度の計画が達成される等、具体的な改善を示す実績がなければ要注意先にするとは認められない等、一定の条件を付すことが必要ではないか。さもなければ、金融機関の方針ひとつで債務者区分が左右されることになりかねず、かえって信用リスク管理を不適切なものとし、ひいては、馴れ合いではない真のリレーションシップバンキングの趣旨を没却することになるのではないか。（個人・公認会計士）</p>	<p>本事例は、当初計画から3年目の状況を判断しているものであり、回復について、十分な見通しが確保されていることから、要注意先としている。なお、初年度に計画を大幅に下回り、その対応も行えていないのであれば、破綻懸念先となることも考えられる。</p>
<p>経営改善計画の進捗状況について、今般の改訂案では、「事例C」、「事例D」により画一的ではなく弾力的な取扱いを可能とする事例の追加が見られるが、依然8割の達成率が基準となっている。しかしながら、わが国経済の動向が依然不透明感を払拭できない中、当該達成率を目安にすることは困難であり、少なくとも基準値は「7割」程度とすることが必要と考える。（全国信用組合中央協会）</p>	<p>債務者区分の検証においては、経営改善計画等の進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要であると考えている。</p> <p>なお、経営改善計画の進捗状況の基準は、経済動向等により変更すべき性格のものではないと考えている。</p>

事例D

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「(解説)2.」に記載されている「来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入」することは「業況」にも記載すべきである。（日本公認会計士協会）</p>	<p>貴見を踏まえ、以下のとおり修文する。 「なお、来期からスキー場では最新の人工降雪機を導入する予定である。」を事例の業況に追加。</p>
<p>「(解説)2.」の「来期以降、計画に沿って業況が安定的に推移し改善が見込まれる」という状況をどこまで判断するのか、また、判断できるのか。判断の幅が広いのもっと具体的に記載していただきたい。将来の見通しが不透明な現在、当初の計画が2～3年延びる状況の中で破綻懸念先とも思われる融資先を要注意先(要管理先)にできるほどの改善見通しは相当の確実性があることが前提となる。そこを読み取れるような具体的な表現にしないと自己査定作業での混乱が予想される。（日本公認会計士協会）</p>	<p>人工降雪機の故障という、収支悪化の原因が特定されており、また原因の改善もなされていることから、記載のような表現としており、業況の改善見通しは、相当の確実性があるものと考えている。</p>

事例E

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>考え方は理解できるが、現状では一般に木の価格は下落していると考えられ、仕入後5年を経過している銘木に係る仕入資金で、在庫に価値の毀損がなく、回収可能性に問題がないというのは想定が容易ではない。せめて1～2年程度にした方がよいのではないか。（日本公認会計士協会）</p>	<p>1年程度とした場合、そもそも適正在庫との判断(つまり、正常運転資金の範疇)もありうることから、5年という年数を採用したものである。</p>

<p>事例は在庫資金かつ在庫処分による返済財源が確保されている短期資金を書換えしているケースだが、次の場合は条件緩和に該当しないという整理でよい。そうであれば、その旨を明記していただきたい。「正常運転資金とは認められず実質長期性の資金を短期資金で調達しているような債務者で、キャッシュフローに乏しく書換えを余儀なくされている場合で、担保フルカバーかつ調達コストを上回っている金利を確保しているようなケース。」（日本損害保険協会）</p>	<p>担保保全されている場合の取扱いについては、検証ポイント5「貸出条件緩和債権(1)(注)」により、判断することとなる。</p>
<p>事例EやF等では、「担保・保証等による信用リスクの減少等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されているか否かを判定する」とある。この記述からすると（事務ガイドラインでも同様）、債務者に対して信用コスト等を加味して総合的な採算が採れていれば、個々の貸出金において基準金利を下回っていたとしても当該貸出金は条件緩和債権に該当しないものとする。しかし、この点が事例や事務ガイドラインの記載からは明確ではないので、少なくとも事例における記載の見直しをしていただきたい。（全国信用金庫協会）</p>	<p>基本的には、お示しのような考え方でよいと考える。なお、貸出条件緩和債権の一般的な取扱いについては、事務ガイドラインに記載しているところである。</p>
<p>債務者は3期連続赤字であり、一般的に資金繰りにも困っている状況と推察される。債務者自体の信用リスクが相当程度悪化し、さらにその傾向が続いているとすると、在庫に抵当権を設定していない本ケースの場合、手形貸付についての信用リスクが極めて低いという判断は妥当とはいえないのではないかと。（個人・公認会計士）</p>	<p>本事例は、在庫の売却実績等、過去の取引経緯を勘案したものである。</p>
<p>在庫商品の価格が下落している場合には貸出条件緩和債権に該当することも考えられると一定の歯止めをかけているが、本例は銘木という通常は商品価格の検証が困難なものを例示するのは不適當である。</p> <p>また、(注)にある通り、実際の自己査定検証においては金融検査官は販売契約書等、金額の確定した疎明資料がなければ、その確実性を認めないと予想されるので、その旨を明示する形で、「その確実性については、販売予約書等の疎明資料が必要である」とすべきである。（個人・銀行員）</p>	<p>銘木の評価は困難との意見であるが、その業種に通じ債務者の実態把握が十分に行われているのであれば、その回収可能性も十分判断ができるものとする。</p> <p>疎明資料については、金融機関が債務者管理のために有しているのであれば、検査で検証することとなるが、疎明資料がない場合には、金融機関がどのような判断に基づき、回収可能性を判断したか、検証することとなる。</p>
<p>事例の解説で「例えば、在庫商品について価値の下落等が発生し、返済財源もない場合には手形書替え時をもって貸出条件緩和債権に該当することも考えられる」と返済財源の有無にも触れているが、この場合の返済財源は紐付き融資に限定されているとも解することができるので、いわゆる「コロガシ状態」の融資が正常運転資金を超過する場合でも、総体の償還能力に問題がなければ、貸出条件緩和債権には該当しない旨を明記すべきである。（全国地方銀行協会）</p>	<p>本件については、返済財源を紐付き融資に限定しているものではないが、ご意見のような事例についてはケースバイケースで判断する必要があり、一律に取扱うことは適當ではないと考える。</p>

事例F

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>店舗開業資金の場合であれば法定耐用年数を超えるような期限延長(本事例ではバローンであり実質期限延長)、要するに資金使途から見て極端に長い融資期間であっても、基準金利をクリアし、担保により保全されていれば、貸出条件緩和債権に該当しない、という考え方でよいか。そうであれば、その旨を明記していただきたい。(日本損害保険協会)</p>	<p>担保保全されている場合の取扱いについては、検証ポイント5.貸出条件緩和債権(1)(注)により、判断することとなる。</p>
<p>本事例のようなケースは、通常、「破綻懸念先」と判断するケースが多いと思われるが、そもそも、どのような理由で「要注意先」としたのかについて金融機関側の自己査定判断の補強を記載したほうがわかりやすいと考える。また、本事例では、代表者の私財を提供する意思の確認は、どのような方法で行うか、までは言及していないが、具体的な確認方法(念書等/面談記録のみ/個人保証の付保等)についてお示しいただきたい。(全国漁業協同組合連合会)</p>	<p>本事例では、黒字化を折り込んだ収支計画を策定していること等を勘案し、要注意先に留めているものである。なお、貴見を踏まえて自己査定の欄に下記のとおり追記した。</p> <p>事例の自己査定 (修正前) 「今後、短期間で条件変更前の状況に回復する見込みもないと判断されることから、債務者区分は要注意先とした。」 (修正後) 「今後、短期間で条件変更前の状況に回復する見込みもないと判断されるものの、黒字化を折り込んだ収支計画等を勘案し、債務者区分は要注意先とした。」</p>
<p>本事例では、正式に担保徴求していない代表者の個人資産も勘案して、当該貸出金は、最終的な回収に懸念はなく、信用リスクは極めて低い水準にあるとしている。この考えを準用すれば、債務者企業が実態B/Sにおいて債務超過でなければ、その資産を処分する事により、債務の弁済は可能であるから、当該債務者企業に対する貸出金は、最終的な回収に懸念はなく、信用リスクは極めて低い水準にあると判断することもできると思われるが、そのような理解でよいか。(個人)</p>	<p>本事例は、正式に担保徴求していない代表者個人の資産であって、支援の意思が確認できた場合について、貸出条件緩和債権における基準金利の考え方を記載しているものである。</p> <p>なお、債務者企業の実態B/Sが資産超過であっても、信用リスクの低減効果が認められるかどうかはケースバイケースで判断する必要がある。</p>
<p>中小・零細企業における代表者が、会社の有事の際には私財を提供する意思があるのは当然であって、このことで判定できるのは実質債務超過か否かに限定されると見るべきであり、「実質的に同等の利回りが確保されている」と判定するには私財提供の事実を要件とすべきで、提供未済の場合は信用リスクが低くなっているとは言えないと考える。さらに、従来の扱いである事例16に記載の通り、優良担保・優良保証によりフル保全されている場合は、調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)を下回らない限り、貸出条件緩和債権に該当しないとしてきたことに整合性を欠く。本例の場合は基準金利を下回らない場合には貸出条件緩和債権に該当しないとすべきである。(個人・銀行員)</p>	<p>債務者と企業が一体として判断できる場合には、債務者の資産が最終的な返済財源となる場合が多々認められる。</p> <p>このような場合において、信用リスクが低減することが考えられることから、その旨を記載しているところである。</p> <p>事例16については、貴見を踏まえ以下のとおり修正する。</p> <p>解説2. (修正前) 「なお、このような取扱いは、貸出金が優良保証や優良担保によりフル保全されている貸出金についても、原則として、適用されるものと考えられる。」 (修正後) 「なお、このような取扱いは、貸出金が保証や担保によりフル保全されている貸出金についても、原則として、適用されるものと考えられる。」</p>

事例G

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>事例Gの貸出条件の変更は、「当時の返済金額を軽減し最終返済期限を当初約定より7年程度延長する条件変更に応じた。」とあるが、返済期限の延長ではなく最終回しわ寄せ(テールヘビー)という条件変更に応じた場合でも、期間に応じた「基準金利」以上の貸出金利であれば貸出条件緩和債権に該当しないと理解する(最終回しわ寄せ部分の返済財源が別途あると判断されるものに限る)が、どうか。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>基本的には、お示しのような考え方でよいと考えるが、当該事例は、債務者の信用リスクが業況の回復により軽減した例である。また、7年後の返済財源が確実となるケースを推測することは困難であること等を勘案すると、個々の判断についてはケースバイケースで判断することとなる。</p>
<p>通常の基準金利は、「調達コスト(資金調達コスト+経費コスト)+信用コスト+目標利益」となると考えられるが、事例Gでは、「なお、担保により債務の半分程度は、保全されている状況にある。」ということから、当該債務者に対する貸出金利について、信用コスト部分に保全状況による掛け目を乗じて計算(例えば事例Gの信用コストは、全く保全がない場合の50%とする等)したもので実行した場合、同等なリスクを有している債務者に対して通常適用される基準金利と実質的に同等の利回りが確保されていると考えるが、どうか。また、この場合において、事例Fのように目標利益を「0」とした場合はどうか。(全国信用組合中央協会)</p>	<p>基本的には、お示しのような考え方でよいと考えるが、個々の基準金利については、その算定基準の合理性等を検証の上判断することとなる。</p>
<p>本事例で提示された、「担保保全状況等を加味した実質的な利回り」の算定方法については、解説で「担保保全状況が総借入の半分程度であることから、総合的な利回りについては、信用リスクが半減されていることを踏まえて算出している。」とあるが、事務ガイドラインにおける記載を踏まえた具体的な算定方法についてお示しいただきたい。(全国漁業協同組合連合会)</p>	<p>個々の基準金利の計算方法についてはケースバイケースで判断する必要があり、特定の算定方法を示すことは誤解を生じる恐れがあることをご理解願いたい。</p>

事例H

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>解説2. で、「…かつ、今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合であること」とある。当該記述における「基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回り」とは、今後の事業見通しを前提に格付けした当該格付けにおける基準金利を意味すると考えられるが、そのとおりで良いか。(全国信用金庫協会)</p>	<p>本事例においては、基本的には、お示しのような考え方でよいと考える。 但し、3年後に正常先となることを前提とした格付であり、その時点では、正常先の格付とはならない。</p>
<p>事務ガイドラインにおいては、「概ね3年」の注記として「債務者の事業の特性を考慮した合理的な期間の延長を排除しない」とされているが、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」においては、3年を超過するような計画もあると思料されることから、事務ガイドライン上の注記と同様のコメントを追加していただきたい。(全国漁業協同組合連合会)</p>	<p>事務ガイドラインの該当箇所については、既に本事例でも示しており、その全てを事例に記載する必要はないと考えている。</p>

<p>事例Hの中で「承認行政庁等によるモニタリング状況の調査も重要である」とあるが、協議会が策定支援を行う計画は、個別に行政庁の承認を受けるものではなく、各協議会の判断により支援を行うものであり、事実誤認である。（経済産業省）</p>	<p>貴見を踏まえ、以下のとおり修文する。 解説3. (修正前) 「承認行政庁等によるモニタリング状況の調査も重要である。」 (修正後) 「その後のモニタリング状況の調査結果の検証も重要である。」</p>
---	---

事例I

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>事例IIは適用金利について言及しないまま貸出条件緩和債権に該当しないと結論付けているが、当該事例のようなケースでは、債務者の再建確実性が高くなり信用リスクが軽減されるが、債務者区分は要注意先であり一定の信用コストはあるのだから、計画期間中の適用金利は担保・保証等を勘案した当該債務者の信用コストをカバーする必要がある。そうでなければ債務者に有利な取り決めであり、貸出条件緩和債権に該当すると考える必要があるのではないか。（個人・公認会計士）</p>	<p>事例の解説において、「当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合」と記載しているところである。</p>
<p>「事例I」の「(解説)2.」において「今後の事業見通しを勘案すれば、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されている」とあるが、ここでいう基準金利はどの時点の格付あるいは債務者区分を前提として算定されるものか。再建計画終了時の債務者区分である正常先と考えてよいか。（日本公認会計士協会）</p>	<p>今後の事業見通しを前提に格付した当該格付に対応した基準金利を指している。 但し、3年後に正常先となることを前提とした格付であり、現時点では、正常先の格付とはならない。</p>

事例J

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>劣後ローンの価値がゼロ(100%引当)の場合、残債は企業価値に対して100%のレバレッジ比率となるため、残債には依然資本化されるべき部分が多く含まれている(DDS後も実質的には債務超過すれすれ)と判断される。このため、劣後ローンに転換される前は、実質的に大幅な債務超過であると考えられ、債務者は破綻懸念先である可能性が高いと推定され、これは今次マニュアルの内容と矛盾するものと考えられる。また、このような価値ゼロの劣後ローン(永遠に返済されない、金利も入らない)が条件緩和債権にあたらぬとすることについても違和感がある。</p> <p>今次改定を受け、既存債権者の金融機関が(DDSを通じて)中小・零細企業との健全な取引の維持・継続に取り組み易くするためには、残債の健全性を確保することが不可欠であり、事例Jについても、かかる観点に鑑み、より抜本的なDDSがなされるとの想定で、劣後ローンに相応の価値(例えば、表面金額の20%など)があるものとして修正すべきと考える。（個人・DDS研究会）</p>	<p>資本的劣後ローンに転換される場合は様々なケースが考えられ、本事例のように債務超過部分に相当する債務を資本的劣後ローンに転換するケースも多いと考えられる。</p>

事例K

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「業況」の記載において出資金の原資が分かりにくい。「債務者は、地域での世話役という立場もあり、当金庫からの借入20百万円と自己資金10百万円を原資に、最大出資者として30百万円を出資している。……」のように修正してはどうか。あるいは、出資金の資金30百万円について応需しているということにしてはどうか。（日本公認会計士協会）</p>	<p>貴見を踏まえ、以下のとおり修正する。</p> <p>事例の業況 (修正前) 「債務者は、地域での世話役という立場もあり、当金庫からの借入により、最大出資者として30百万円を出資している。」 (修正後) 「債務者は、地域での世話役という立場もあり、当金庫からの借入金20百万円と自己資金10百万円を原資に、最大出資者として30百万円を出資している。」</p>

* 以下のとおり、金融行政全体に係るご意見が寄せられておりますが、これらについては、今後の行政運営の参考にさせていただきたいと考えております。

コメントの概要
(不良債権の情報開示の一本化について)現在の情報開示は、金融再生法上の開示と信用金庫法上の開示の2種類となっている。情報開示は顧客や地域のために実施するという基本に立ち返って考えると、現在のように2種類の情報開示を行うことは顧客の誤解、疑いを生じせしめてしまう。そこで、早急に情報開示の1本化を図る必要がある。(全国信用金庫協会)
金融機関は当該中小企業の債務者区分の根拠等を十分に説明し、中小企業経営者の納得を前提にすることを業務づける。(個人・全国商工団体連合会)
金融機関が債務者区分をおこなう場合に、金融機関と中小企業の話し合い・協議の場を義務づけ、中小企業の「抗弁権」的な権利を認めること。(個人・全国商工団体連合会)
自己資本比率算定にあたって、信用保証付資産のリスクウエイトは0%にすること。(個人・全国商工団体連合会)
企業の実態的な財務内容を検討する場合、会社所有の不動産については時価評価をせず、これは財務内容を判断する上で、ゴーイング・コンサーンを前提にすると事業用不動産は売却を予定しないので、換金価値による測定までは必要ないと考えるからである。然るに、代表者の資産である不動産を合算する場合でも、処分可能見込額による測定ではなく、代表者資産の簿価若しくは時価のまま測定することで会社資産との整合性が図られると考える。(個人・公認会計士)
景気変動に伴う不動産価値の低下による金融機関の評価額と簿価との差額による超過債務の取り扱いはどう取り扱うのか。これが金融機関の貸し剥がしの要因となり中小零細企業は資金計画に支障をきたしているところが多く見られる。取り扱いによってはデフレ克服の大きな要因になるのではないかと。(個人・経営指導員)
営業報告書においても、公開企業と同様に、非公開中小企業についてもキャッシュフロー報告書の作成を義務付化することが、非公開企業への外部からの規律を高めるための第一歩になるのではないかと。(個人・銀行員)
厳しい銀行検査の結果、全般に中小企業融資が減少している。(個人・不動産業)
金融機関が行う信用格付～債務者区分の手法およびその主旨を金融機関内部において周知徹底するとともに、全ての債務者に対して正確・適切に開示することを義務付け、その開示状況を検査官と共有する体制整備を行う。(個人)
今回の改定案について一歩中小企業の現況に踏み込んだものと、表面上は一定の評価を与える向きもあるが、まだまだ日本の大多数を占める中小(とりわけ零細)企業の実態を踏まえたものではないと断言する。もともとこのようなマニュアルを作り出して日本経済を混乱に導いた行政責任を謙虚に反省すべきところであるにも関わらず、考え方が変わったのではないという国家権力を背景とした公務員ならではの権威志向、保身的な匂いが色濃く残る保守的なものになっている。(個人・会社役員)